

第一百二十九回

参議院法務委員会議録第四号

平成六年六月二十一日(火曜日)
午後三時四十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理 事

猪 熊 重二君

下稻葉耕吉君

糸久八重子君

平野 貞夫君

荒木 清寛君

斎藤 十朗君

志村 哲良君

鈴木 省吾君

服部 三男雄君

山本 富雄君

栗原 君子君

竹村 泰子君

深田 増君

木暮 山人君

斎 國弘

紀 平 恒

正 雄 君

原 田 明夫君

森 脇 勝君

法務大臣官房審議官

法務省民事局長

法務省刑事局長

法務省保護局長

厚生省薬務局長

田 中 健次君

常任委員会専門員
大蔵大臣官房審議官
等監視委員会事務局特別調査課
立石 久雄君

播磨 益夫君
西方 俊平君

説明員
大蔵大臣官房審議官
等監視委員会事務局特別調査課
立石 久雄君

播磨 益夫君
西方 俊平君

ジの後から二行目でございますが、「更生保護会の施設の現状を見てみると、社会福祉施設などは国民の生活水準の向上に伴って居住環境の改善が進んでいるのに比較しまして、「要するに老朽化しておる、あるいは「十分な設備が整つてないなどの問題を抱えております。」というふうなことでござります。

社会福祉施設について設備が不十分なことは私もよくわかるわけですが、問題は、更生保護会の事業に参加しておられる方、施設の責任者であつたりあるいは嫁い婦さんだつたりするわけなんですが、「社会福祉施設など」云々ということでおさいますので、社会福祉事業と比べて給与面でどういうような関係にあるのか、まずその点をお伺いいたしたいと思います。

○委員長(猪熊重二君) ただいまから法務委員会を開会いたします。
○商法及び有限会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(猪熊重二君)

ただいまから法務委員会を開会いたします。

○下稻葉耕吉君

更生緊急保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(猪熊重二君)

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○下稻葉耕吉君

更生緊急保護法の一部を改正す

る法律案につきまして御質問いたしたいと思いま

すが、私はこの法案を拝見いたしまして、基本的

には更生保護行政の前進のためにいい法案だな

くといふふうに思ひます。ただ、その前進と申し

上げましたけれども、ささやかな前進でございま

して、法案自体もあるいはまた法案を背景とする

更生保護行政というふうなものもつとしきり

した基盤を持って推進されなければならないの

じやないかなというふうな感じを実は強く持つて

いるわけでございます。そういうふうな観点か

す。

まず、大臣の法律案の提案理由の中で、一ページ

の法律案につきまして御質問いたしたいと思いま

す。

○下稻葉耕吉君

本日の会議に付した案件

○更生緊急保護法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○商法及び有限会社法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○下稻葉耕吉君

更生緊急保護法の一部を改正す

る法律案につきまして御質問いたしたいと思いま

すが、私はこの法案を拝見いたしまして、基本的

には更生保護行政の前進のためにいい法案だな

くといふふうに思ひます。ただ、その前進と申し

上げましたけれども、ささやかな前進でございま

して、法案自体もあるいはまた法案を背景とする

更生保護行政というふうなものもつとしきり

した基盤を持って推進されなければならないの

じやないかなというふうな感じを実は強く持つて

いるわけでございます。そういうふうな観点か

す。

○下稻葉耕吉君

本日の会議に付した案件

○更生緊急保護法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○商法及び有限会社法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○下稻葉耕吉君

更生緊急保護法の一部を改正す

る法律案につきまして御質問いたしたいと思いま

すが、私はこの法案を拝見いたしまして、基本的

には更生保護行政の前進のためにいい法案だな

くといふふうに思ひます。ただ、その前進と申し

上げましたけれども、ささやかな前進でございま

して、法案自体もあるいはまた法案を背景とする

更生保護行政というふうなものもつとしきり

した基盤を持って推進されなければならないの

じやないかなというふうな感じを実は強く持つて

いるわけでございます。そういうふうな観点か

す。

○下稻葉耕吉君

本日の会議に付した案件

○更生緊急保護法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○商法及び有限会社法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○下稻葉耕吉君

更生緊急保護法の一部を改正す

る法律案につきまして御質問いたしたいと思いま

すが、私はこの法案を拝見いたしまして、基本的

には更生保護行政の前進のためにいい法案だな

くといふふうに思ひます。ただ、その前進と申し

上げましたけれども、ささやかな前進でございま

して、法案自体もあるいはまた法案を背景とする

更生保護行政というふうなものもつとしきり

した基盤を持って推進されなければならないの

じやないかなというふうな感じを実は強く持つて

いるわけでございます。そういうふうな観点か

す。

○下稻葉耕吉君

本日の会議に付した案件

○更生緊急保護法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○商法及び有限会社法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○下稻葉耕吉君

更生緊急保護法の一部を改正す

る法律案につきまして御質問いたしたいと思いま

すが、私はこの法案を拝見いたしまして、基本的

には更生保護行政の前進のためにいい法案だな

くといふふうに思ひます。ただ、その前進と申し

上げましたけれども、ささやかな前進でございま

して、法案自体もあるいはまた法案を背景とする

更生保護行政というふうなものもつとしきり

した基盤を持って推進されなければならないの

じやないかなというふうな感じを実は強く持つて

いるわけでございます。そういうふうな観点か

す。

○下稻葉耕吉君

本日の会議に付した案件

○更生緊急保護法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○商法及び有限会社法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○下稻葉耕吉君

更生緊急保護法の一部を改正す

る法律案につきまして御質問いたしたいと思いま

すが、私はこの法案を拝見いたしまして、基本的

には更生保護行政の前進のためにいい法案だな

くといふふうに思ひます。ただ、その前進と申し

上げましたけれども、ささやかな前進でございま

して、法案自体もあるいはまた法案を背景とする

更生保護行政というふうなものもつとしきり

した基盤を持って推進されなければならないの

じやないかなというふうな感じを実は強く持つて

いるわけでございます。そういうふうな観点か

す。

○下稻葉耕吉君

本日の会議に付した案件

○更生緊急保護法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○商法及び有限会社法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○下稻葉耕吉君

更生緊急保護法の一部を改正す

る法律案につきまして御質問いたしたいと思いま

すが、私はこの法案を拝見いたしまして、基本的

には更生保護行政の前進のためにいい法案だな

くといふふうに思ひます。ただ、その前進と申し

上げましたけれども、ささやかな前進でございま

して、法案自体もあるいはまた法案を背景とする

更生保護行政というふうなものもつとしきり

した基盤を持って推進されなければならないの

じやないかなというふうな感じを実は強く持つて

いるわけでございます。そういうふうな観点か

す。

○下稻葉耕吉君

本日の会議に付した案件

○更生緊急保護法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○商法及び有限会社法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○下稻葉耕吉君

更生緊急保護法の一部を改正す

る法律案につきまして御質問いたしたいと思いま

すが、私はこの法案を拝見いたしまして、基本的

には更生保護行政の前進のためにいい法案だな

くといふふうに思ひます。ただ、その前進と申し

上げましたけれども、ささやかな前進でございま

して、法案自体もあるいはまた法案を背景とする

更生保護行政というふうなものもつとしきり

した基盤を持って推進されなければならないの

じやないかなというふうな感じを実は強く持つて

いるわけでございます。そういうふうな観点か

す。

○下稻葉耕吉君

本日の会議に付した案件

○更生緊急保護法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○商法及び有限会社法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○下稻葉耕吉君

更生緊急保護法の一部を改正す

る法律案につきまして御質問いたしたいと思いま

すが、私はこの法案を拝見いたしまして、基本的

には更生保護行政の前進のためにいい法案だな

くといふふうに思ひます。ただ、その前進と申し

上げましたけれども、ささやかな前進でございま

して、法案自体もあるいはまた法案を背景とする

更生保護行政というふうなものもつとしきり

した基盤を持って推進されなければならないの

じやないかなというふうな感じを実は強く持つて

いるわけでございます。そういうふうな観点か

す。

○下稻葉耕吉君

本日の会議に付した案件

○更生緊急保護法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○商法及び有限会社法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○下稻葉耕吉君

更生緊急保護法の一部を改正す

る法律案につきまして御質問いたしたいと思いま

すが、私はこの法案を拝見いたしまして、基本的

には更生保護行政の前進のためにいい法案だな

くといふふうに思ひます。ただ、その前進と申し

上げましたけれども、ささやかな前進でございま

して、法案自体もあるいはまた法案を背景とする

更生保護行政というふうなものもつとしきり

した基盤を持って推進されなければならないの

じやないかなというふうな感じを実は強く持つて

いるわけでございます。そういうふうな観点か

す。

○下稻葉耕吉君

本日の会議に付した案件

○更生緊急保護法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○商法及び有限会社法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○下稻葉耕吉君

更生緊急保護法の一部を改正す

る法律案につきまして御質問いたしたいと思いま

すが、私はこの法案を拝見いたしまして、基本的

には更生保護行政の前進のためにいい法案だな

くといふふうに思ひます。ただ、その前進と申し

上げましたけれども、ささやかな前進でございま

して、法案自体もあるいはまた法案を背景とする</

り言って、更生保護会の責任者の給与と福祉関係の事業に携わっている人の一番低い人の給与を比べてみた場合に、更生保護会の方が少ないという数字を僕はいただいているから聞いているんです。

○國務大臣(中井治君) 大変御無礼をいたしました

先生、今、一番低い給与の方で比較しろ、こういうことでありましたが、調理員という方で比べますと、更生保護会関係では平均で六万五千円ぐらいでございます。福祉関係におきましては、同じ規模ぐらいのところの調理員というのを見ますと平均二十七万円ぐらいになろうか、こんな数字がございまして、かなり待遇面で格差があると考えております。

○下稲葉耕吉君 私が、この法律は前進であるけれどもささやかな前進であると、大臣自身も大臣の提案理由の説明の中で社会福祉施設等との関係において言及されているから、私はそういうふうに聞いたんです。

続いて、税制上の取り扱いは社会福祉関係と更生保護関係は同じですか。例えば、法人税だとか所得税あるいは相続税、そんな点はどうでしょうか。

○政府委員(杉原弘泰君) 両者を比較してみます

と、社会福祉法人と更生保護会の双方に認められているもので内容的に社会福祉法人の方が更生保護会よりも手厚い措置がなされている優遇措置といたしまして、収益事業を行った場合のその所得に対する法人税の課税所得除外率が異なっております。具体的に申しますと、更生保護会が収益事業を行った場合には百分の三十までが免税となるわけですが、これに対し社会福祉法人の場合は百分の五十までが免税となるという取り扱いになります。

それから、更生保護会には認められないが社会福祉法人だけには認められている優遇措置といったしまして、これは細くなりますけれども、法人自体に関するものとしては道府県民税、地方税、

都民税、市町村民税の免除というのがござります。それから、法人に対しても寄附等をしたものに関するものとして所得税の特別控除がござります。

○下稲葉耕吉君 今御説明がございましたよう

に、私は目標としては社会福祉のそういうような施設と更生保護事業というのは並んで進むべき形ではなかろうかなとかねがね思っているんです

が、施設の面においてははつきりおっしゃってますね。待遇の面でもそうですね。それから、今申し上げましたような税制上の面なんかでもいろいろな問題があるわけなんです。私はこういうふうな問題にやはり本格的にもつともっと取り組むべきじゃなかろうかというふうな気持ちを強く持っておりますので、申し添えておきます。

そこで、更生緊急保護法の三条によりますと、「更生保護は、第一条各号に掲げる者に対し、その更生に必要な限度で、国の責任において、行うものとする。」と書かれております。その「第一各号」というのは、いわゆることで言う更生保護の中身でございますね。そうしますと、第一条の各号でないわゆる救護だと援護、これは国

の責任じゃないんですか。

○政府委員(杉原弘泰君) 御指摘のように、更生緊急保護法三条では更生保護は国の責任において行うものとするというふうに規定いたしております。救護及び援護、犯罪者予防更生法における援護については特に規定しておりません。

しかし、反面で、犯罪者予防更生法における救護といふものにつきましては、これは保護観察所が更生保護会に委託することができるということになっておりまして、また執行猶予者保護観察所においては保護観察の一環として行われる国

の業務の一環として行われる救護、援護を更生保護会に委託するということもただいま申し上げました更生保護と同様に国の責任で行われるというふうに考えております。

○下稲葉耕吉君 それは、局長はそういうふうな御答弁をなさいますけれども、更生緊急保護法そのものにストレートには書いていません。

今おっしゃいました犯罪者予防更生法、これの四十条の二項によりますと、「保護観察所の長は、その救護を行い、これに必要な費用を予算の範囲内で支払うものとする。」、そういうふうに書いてありますね。処遇の面でもそうですね。それから、今申し上げましたような税制上の面なんかでもい

うな問題があるわけなんです。私はこういうふうな問題にやはり本格的にもつともっと取り組むべきじゃなかろうかというふうな気持ちを強く持っておりますので、申し添えておきます。

そこで、更生緊急保護法の中に書いてあるよ

うな記述の二項の中に「必要な援護を行なうことができる。」と書かれています。その「第一各号」というのは、いわゆることで言う更生保護の中身でございますね。そうしますと、第一条の各号でないわゆる救護だと援護、これは国

の責任じゃないんですか。

○政府委員(杉原弘泰君) 御指摘のように、更生緊急保護法三条では更生保護は国の責任において行うものとするというふうに規定いたしております。救護及び援護、犯罪者予防更生法における援護については特に規定しておりません。

しかし、反面で、犯罪者予防更生法における救護といふものにつきましては、これは保護観察所が更生保護会に委託することができるということになっておりまして、また執行猶予者保護観察所においては保護観察の一環として行われる国

の業務の一部として行われる救護、援護を更生保護会に委託することができるということは、既に既に規定しております。そこで、この更生緊急保護法ができた当時は、この更生緊急保護事業といふものを更生保護といふものと定められていましたが、その後昭和四十年代にその更生保護会の収容者数が七六・四%になっていた。そういうのが実態でございませんけれども、あくまでも更生保護といふものが中心であったんですね。ところが、法務省からいただいたその表の五の図を見てわかると、昭和二十五年、この法律が制定されたときには、いただいた

資料を見ますと、例えば昭和四十年においてすら更生保護の方が救・援護より大体二倍とまではいきませんけれども、あくまでも更生保護といふものが中心であったんですね。ところが、法務省からいただいたその表の五の図を見てわかると、昭和二十五年、この法律が制定されたときには、いただいた

資料を見ますと、この更生緊急保護ができた当時は、この更生緊急保護といふものを更生保護といふものと定められていましたが、その後昭和四十年代にその更生保護会の収容者数が七六・四%になっていた。そういうのが実態でございませんけれども、あくまでも更生保護といふものが中心であったんですね。ところが、その法律そのものは救護・援護

についても規定しておりますように、犯罪者予防更生法上も規定しております。そこで、この更生緊急保護法の救護、執行猶予者保護観察法上の援護も行なうことを目的とする法律として制定されたものだと思います。

その後昭和四十年代にその更生保護会の収容者数が七六・四%になっていた。そういうのが実態でございませんけれども、あくまでも更生保護といふものが中心であったんですね。ところが、その法律そのものは救護・援護

定していた業務の内容と実態とが若干ずれてきてる。そしてこの規定ぶりにつきましても、確かに更生保護の対象者に対する更生保護と、それから救護・援護の内容を比較してみましても、実態は、実際は同様の保護的措置をとるわけでござりますから、そういう意味におきまして、この三法の規定どりに若干ふぞろいな面があるということ私も御指摘のとおりだと考えております。

したがいまして、こういう点につきましては今後なお検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○下稻葉耕吉君 大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(中井治君) 法務省の時代に沿わない姿勢といふものがあるんじやないかという先生御指摘の点につきましては、私もまだ着任早々で十分全体を把握しておりませんが、少しさか感じてます。

この更生緊急保護事業の点におきましても、全國百カ所ある、そのうち採算がとれしているのはどう返事がございました。この事業以外にも、保護司

さんあるいは人権擁護委員さんの手当を含めて、大事な仕事だから、あるいは高尚な仕事だからボランティアでみんなやつてもらうんだと、これが当たり前だと。こういうのが根幹にあって、しかもまた日本人が見事にやつていただいている。それ

に甘えて、御指摘の福祉なんかがどんどん働いている人の待遇もよくなつて、施設もよくなつて、それについて民間の御理解もふえて寄附も集まる。こちらは民間の理解もなかなかない、一部の特定の人たちが歯を食いしめただけない、このことを感じておるところでございます。

これは、時代に合つて本当に頑張つていただく人にお報いができる、そのことによつてもつともっと充実した法務行政、これらが進んでいくことを必要じやないか、こんなことを痛感をいたしております。

微力ではありますが、今御指摘の点を含めまして、少しでも方向が出せるように予算の面を含めますから、さらにお伺いしたいと思いますが、確かに更生保護の対象者に対する更生保護と、それから救護・援護の内容を比較してみましても、実態は、実際は同様の保護的措置をとるわけでござりますから、そういう意味におきまして、この三法の規定どりに若干ふぞろいな面があるということ私も御指摘のとおりだと考えております。

したがいまして、こういう点につきましては今後なお検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○下稻葉耕吉君 大臣のお気持ちを伺いまして、非常に頗もしく思いました。

そこで、さらにお伺いしたいと思いますが、第三条の一項は今お読みいたしました。第二項に

「更生保護は、保護観察所の長が地方更生保護委員会の監督のもとに、自ら行い、又は地方公共団体若しくは第五条第一項の認可を受けて更生保護事業を営む者」いわゆる更生保護会に「委託して行うもの」、こういうふうに書いてある。これが

基本です。そうしますと、国が行うという建前が一つあるわけです。その次に地方公共団体です。

一番最後に更生保護会に「委託して行うもの」とす

る。こういうふうに書いてあるんですね。そう

すると、建前は国が行う、それから地方公共団体もしくは更生保護会に委託して行うということなんです。一番最後なんです、委託事業というの

は。ところが、局長、実態はいかがでござりますか。

○政府委員(杉原弘泰君) 実態を申し上げます

と、現在は国及び地方公共団体が営む更生保護会

というのをございませんので、専ら継続保護につ

きましては保護会に委託して行つてているというの

が実情でございます。

○下稻葉耕吉君 私は、大臣が今おっしゃったこ

とが本当の気持ちでなければならない、こう思う

ことです。ボランティアの方々にお願いしてやつて

いただいて、本来國の責任で行わなければな

い命令でござります。

○委員長(猪熊重二君) 質疑の途中でござります

が、暫時休憩いたします。

午後四時十三分休憩

れだけでも前進だと、こういうふうに申し上げてあるんですが、そんなものじやないんじやないかというふうな気がするんですよ、むしろこちらからお願いしているわけですから。

今お話を出ましたように、従事している職員の方々の給与も非常に福祉関係の施設に比べれば少く報道されることがないだけに片隅に迫いやられてい。それはしようがないんだと。それで改善命令だと何だかんだと。それはもうそ

ういうような姿勢というの私は、こういうふうな更生保護行政の中では基本的に考え方で改善命令だと何だかんだと。それはもうそ

うな中から、どういうふうなお手伝いができるか、お願いしてることについてどういうふうなお手伝いができるかというふうな形で取り組んでいただきたいというの本音なんですよ。

そこで、施設につきまして、今度こういうふうなことで一億四千万円ぐらいの施設助成のお金が出てるようになつた。これはすばらしいことです。そういうようなことで、たしかに一億四千万円のことです。予算関連法律だ法律だと、こう騒いでいる

ことですが、これはもう本当にささやかな話なんですねけれども、これはもう本当にささやかな話なんでもある、平均二十人ぐらいだというふうに

けれども、施設の中にも大きなものもあれば小さなものもある、平均二十人ぐらいだというふうに承知いたしておるんですけど、そんなものでござましたが、総額にいたしまして約十五億、最低限で見積もって十五億という計算をいたしております。

○下稻葉耕吉君 おかたい法務省が十五億とおっしゃるんですから、そんなものかなと思うんです

けれども、施設の中にも大きなものもあれば小さなものもある、平均二十人ぐらいだというふうに

承知いたしておるんですけど、そんなものでござますが、総額にいたしまして約十五億、最低限で見積もって十五億という計算をいたしております。

○委員長(猪熊重二君) ただいま緊急に大幅な改善を要する施設として二十六施設あると申し上げましたけれども、金額にして幾らぐらいかかるのでござりますか。

○政府委員(杉原弘泰君) ただいま緊急に大幅な改善を要する施設として二十六施設あると申し上げましたけれども、金額にして幾らぐらいかかるのでござりますか。

○下稻葉耕吉君 施設の問題についてお伺いします。

○委員長(猪熊重二君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

午後四時十三分休憩

○政府委員(杉原弘泰君) 実態を申し上げますと、現在は国及び地方公共団体が営む更生保護会といふのはございませんので、専ら継続保護につきましては保護会に委託して行つているというの

が実情でございます。

○下稻葉耕吉君 私は、大臣が今おっしゃったこ

とが本当の気持ちでなければならない、こう思う

ことです。ボランティアの方々にお願いしてやつて

いただいて、本来國の責任で行わなければな

い命令でござります。

○委員長(猪熊重二君) 質疑の途中でござります

が、暫時休憩いたします。

午後四時十三分休憩

れだけでも前進だと、こういうふうに申し上げてあるんですが、そんなものじやないんじやないかというふうな気がするんですよ、むしろこちらからお願いしているわけですから。

今お話を出ましたように、従事している職員の方々の給与も非常に福祉関係の施設に比べれば少く報道されることがないだけに片隅に迫いやられてい。それはしようがないんだと。それで改善命令だと何だかんだと。それはもうそ

ういうような姿勢というの私は、こういうふうな更生保護行政の中では基本的に考え方で改善命令だと何だかんだと。それはもうそ

うな中から、どういうふうなお手伝いができるか、お願いしてることについてどういうふうな

お手伝いができるかというふうな形で取り組んでいただきたいというの本音なんですよ。

そこで、施設につきまして、今度こういうふうなことで一億四千万円ぐらいの施設助成のお金が出てるようになつた。これはすばらしいことです。そういうようなことで、たしかに一億四千万円のことです。予算関連法律だ法律だと、こう騒いでいる

ことですが、これはもう本当にささやかな話なんですねけれども、これはもう本当にささやかな話なんでもある、平均二十人ぐらいだというふうに

承知いたしておるんですけど、そんなものでござますが、総額にいたしまして約十五億、最低限で見積もって十五億という計算をいたしております。

○下稻葉耕吉君 おかたい法務省が十五億とおっしゃるんですから、そんなものかなと思うんです

けれども、施設の中にも大きなものもあれば小さなものもある、平均二十人ぐらいだというふうに

承知いたしておるんですけど、そんなものでござますが、総額にいたしまして約十五億、最低限で見積もって十五億という計算をいたしております。

○委員長(猪熊重二君) ただいま緊急に大幅な改善を要する施設として二十六施設あると申し上げましたけれども、金額にして幾らぐらいかかるのでござりますか。

○政府委員(杉原弘泰君) ただいま緊急に大幅な改善を要する施設として二十六施設あると申し上げましたけれども、金額にして幾らぐらいかかるのでござりますか。

○下稻葉耕吉君 施設の問題についてお伺いします。

○委員長(猪熊重二君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

午後四時十三分休憩

○政府委員(杉原弘泰君) 総じて言いまして、大

幅な改築あるいは補修を要する施設が全国百ある

施設の中で六十八ござります。その中で特に緊急

に改築を要する施設が二十六ござりますので、こ

の二十六の施設は特にこれから五年間ぐらいの間にはぜひ改築をしなきゃならないという状況に

至つておりますので、この五年間に二十六の施設を逐次改築をしていきたいというふうに計画をい

たしております。

○政府委員(杉原弘泰君) 私どもいたしまして

は、この二十六施設につきまして、単年度では到

りになるようなお気持ちはございませんですか。

○政府委員(杉原弘泰君) 私どもいたしまして

は、この二十六施設につきまして、

底これは予算事情も許しませんので五年間の計画で、随時民間のいろんな利用可能な資金事情も考慮に入れまして逐次改善を進めていきたいというふうに考えております。

○下橋葉耕吉君 きょうは、私は基本的な問題を今お話ししたようなつもりでいるんです。そういうふうなことを基礎にいたしまして、具体的な各論を詰めていきますと、いろんな問題が出てくると思います。

いたしましても、あるいは、今のは施設の問題、これは施設費の助成ですが、そのほかに例えば委託費が約二十億ぐらい予算化されておりますね。そういうような問題も、今申し上げましたような形で、じやどういうふうにしてやっていければどうないうふうな形に到達するのか。ただ予算のときどきだけに横並びで要求されて、これだけ上がりました、これだけ上がりましたということでは、結局は前進しないと思うんですよ。だから、そこにやはり発想を転換して、法務省としても、保護局だけの問題じやなくて、この問題にも真剣に取り組むんだと。

入国管理行政というものは、この前もいろいろ
私申し上げましたけれども、あれも私はやっとこ
ここまで伸びてきました。場合によつては予備費でも
出した。密入国者、難民とかどんどんふえたとき
にはそういうようなこともやつたんですね。増員
の問題にしてもそうです。それは関西で新空港が
できるということで伸びましたけれども、それだけ
の問題じゃないんですよ。それは、やはり法務
大臣以下法務省の方々が気持ちを一致され、そし
て入管行政というのは当時の国民の大きな世論に
もなつていていたという、そういうような御支援も
あって、そして国会の皆さん方も御協力されて今
まで来ているわけなんです。

私は、そういうふうな意味では、それは、法務
省のいわゆる保護局の仕事というふうなものはま
だまだ下積みですが、しかし実態は大変厳しい実

態なんですね。その辺のところをささやかなパンフレットも見ましたけれども、そんなものじゃないんですよ。だから、その辺のところを訴えられて、そして御支持いただいて、そして何とか日の見るようにお手伝いをさせていただくということじやなかろうかと思うんです。
きょうはばたいたしましたが、それについて、まず局長、それから大臣の御答弁いただいて、私の質問をやめます。

○政府委員(杉原弘泰君)　ただいま下稻葉議員から、私どもの更生保護行政、特に更生保護会の置かれている実情についての大変温かいお言葉をちょうだいしまして、私ども感激しております。

御指摘のとおり、大変厳しい事情にあるということは十分よくわかっているつもりでございまして、それなるがゆえに、今回もささやかながら補助金の要求を含めた法改正を企図したわけでございまして、この法改正と補助金を一つのことでいたしましてさらなる改善に努めていきたい。そのためには関係部局の一層の御理解もいただかなければならぬというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと考えております。

○国務大臣(中井治君)　いろいろ下稻葉先生から、長年にわたる御経験を通じての大変温かい御激励やら御指示をちょうだいしたと考えております。

御指摘のように、更生保護で年間約三千人、救護・援護で約五千人の方がこの制度をお使いになられて更生の道を歩もうとされているわけでござります。社会の底辺を支える大事な仕事だ、このように認識をいたしております。

しかし、これまた御指摘がありましたように、施設の面でのおくれ、給料面でのおくれ、あるいは税制面でのおくれ、あるいはまた今回の法律でようやく国が二分の一ぐらいの補助金を出せるということになりましたが、地方自治体が補助金を出すという制度にはなっておりません。民間篤志家の御寄附等をちょうだいしながら經營をやりくりしていただいているわけですが、こうい

の第二条一項にありますように、犯罪前歴者が、親族、収容者などからの援助や公共の衛生福祉その他施設から保護を受けられず、あるいはそれらのみによっては更生できず、再び犯罪に陥る危険性があると認められるような窮屈した状態にある場合に、緊急にこれを救済するためにとられた援護措置という意味であると考えております。

刑務所等から身柄の拘束を解かれた場合には、対象者によりましてはすぐに当面の衣食住に事欠くような不安定な状態に投げ出されるというようなこともありますのでございまして、その間に社会福祉の諸措置を受けるための手続をとる時間的な余裕もないといったことが多いわけであります。

更生保護の措置は、このような場合に再犯防止という刑事政策的な観点から必要な緊急措置として行われるべきである。そういう趣旨からこの法律において緊急という文字が用いられておるというふうに考えております。

○深田監君 一応御説明をいただいた上で、大臣にちょっと伺っておきたいのですが、私は、今回の改正そのものに反対するつもりはないのですがありますけれども、いわゆる更生だと保護だとかいうことをやり多きものにするためには、少しいろいろな意味で考えてみたらどうかなという感じがします。

その意味では、提案の趣旨の中にもありますように、国として本格的に行うんだ、國の責任で行うんだという言葉もありますから、寄り寄りいろいろなことを考えると思いますが、今回提案されている施設に対する補助金以外の問題で、このいわゆる更生保護に関して何が最も大切で、こういったことをやるべきなんだというふうに、法務大臣はどういうふうに考えておられるかをちょっと伺つておきたいと思います。

○国務大臣(中井治君) 私もいろいろと更生緊急保護のことを見きましたて、一番大事なことは、指導する職員のレベルアップ、また同時に、刑を終えて出てこられた人たちが自立、生活できるよう

な温かい社会の受け入れ、このようなことが大事なことではないかと考えております。
○深田鑑君　さてそこで、実は先だってお話をいたしましたが、ただ中で、ここに資料があるのであります。財団法人清心寮といいまして、私の住んでいる埼玉県の浦和市に新しい立派な建物ができ上がっておりました。そこで伺いました。先日の土曜日、職員の皆さんお休みかなと思いながら、私どもの秘書には言葉の使い方をよく考えて、お休みのときに飛び込むんですから迷惑をかけちゃいけないからということを大変こぢらは意識して、土曜日の午後一時からお邪魔をいたしてまいりました。そのときのことなども報告申し上げながら、感じたことを率直に一、二申し上げてお尋ねしておきたいと思います。

建物そのものはもう文句ないですね。立派そのものですよ。後で伺えば、全国にある百のうち一番すばらしいというか一番新しいものができたんだから、ほかは大変おくれていて悪いんだということに話はなるかもしませんが、できるときは町内会そろって反対運動がありまして、それは、言うなら刑務所を出た人だとか、それからいろんな意味で悩みを持っている子供たちが帰ってくるということもあるって、大変な不安が地域的にあることは想像できますが、そういうことがあったんだだろうと思いますが、町内会挙げて反対運動が起きて、そして約三年間ぐらいいつくれなかつたんですね。私たちにもいろんな意味での御相談が一般市民からあつたということも思い出すのであります。

でき上がってからの御連絡の行き違いがあつたかもしれません、今回のことについては初めて伺つて、行ってみますと、建物はもう本当に高級マンションですよ。立派なものだというふうに申しあげていいんだろうと思うんです。率直に申し上げますが、法務省なり保護の皆さんが財団法人でよくこれだけのものをつくられたなと思いつながり中につつと入りました。本当に立派なものだと、いうふうに思います。

外から見た雰囲気で言いますと、市民社会とはがっかりし共存できる、信用も高まるだらうというものができ上がっておりますから、その点では何も言うことはないのですが、その中で、土曜日の一時だということで皆さん方と遠慮しないし伺って話ををしてまいりますと、これからいろいろと質問したり、もっと施策をすべきだなと思ひながら申し上げるのであります。

埼玉県は、本来は二つあったんですってね。二つあったものが維持できなくなつて、だめになつて、数年たつて市民の皆さんの方からそういう意味の必要性の要求運動が起きて、それで関係諸団体や自治体の協力を得て今回できたということが記録的にも明らかになるわけですが、四億二千万の金を自主的に集めたといふんですよ。よくぞ集まつたなというふうに率直に思いました。埼玉県の有志の方々が中心になって財団法人設立の許可申請から始まつてこの四億二千万の金を集め、そのいわゆる苦労話を聞いた上で、集めていただいた方にも感謝するし、お金を出してもらつた方にも大変感謝することをしつかり申し上げた上で、私は、これから法務省や法務省の監督する財団法人清心寮、全国的に言えばいわゆる更生保護会は、いろんな意味において自覚をして目的達成のためにやるべきだらうというふうに思うわけでございますが、そこで、大臣が今おっしゃつたことに関連して言います。

私は、土曜日の一時に行きましたが、伺うところによると、その立派な建物の中に、定員は二十三名で、現在は成人が十一名で若い子供たちが三名で十四名しか入つておられないのですけれども、三百六十五日、二十四時間五人でやっているんです。大変ですよ、この労働力は。

ここで具体的に伺つておくのは、いわゆる定員といふのは保護をされる方の定員もあるんだが、そこで働く職員の定員というのは何か基準があるのかないのか。私の直感で言つたら、大変だなと思つたね。土曜日なんていふのは当然もつと休みになつて——休めないですね、五人では。それ

で、いわゆる家族の方が、宿告があつて連れ合いの女性の方が食事の用意をするということで、二人でやつておられる。そのほかにももちろん役所の方が三人でいらっしゃつて合計五人。五人で二四時間で三百六十五日を全部、休みがとれますかという話をしたら、につり笑つて、我々は献身的に世のため人のためにやるんですけどおつしゃつていただけれども、これは大変だなと。そうなると、ひょっとしたら言葉が強くなったり、ひょっとしたら子供たちやまだまだ悩み多き人たちに対してもなんのこと当たることがないのかなと思うほど、我々の言葉で言う労働条件は悪いですね。これは御存じかもしませんが。それは自主的に自分たちでやることだから五億の金を六億でも集めて自分で貯金を払えということになつているのかどうか。これでは本当の意味の更生保護の成果は上がらないではないかといふに一つ印象として持ちましたので、何か基準があるかどうか。

同時にまた、具体的なことで、一番いい建物の清心寮での程度とするならば、全国的にはもつと苦しい状況があるんじやないか。そうなると、そこにお世話になる方々、今お話をあつた何千名の方々が、いろんな意味で、言うならば社会復帰の前に大変な御苦勞が精神的にもあるんじゃないかというふうに思います。

関連して、経営状態も大変なようですね。それでどうやってやつていくんですかと聞いたら、仏さんにお仕えをしているお坊さんというのか就職というのか、その方々が中心になつて千円の会費を取つて歩いているんですね。そういう状況ですか。

そういうものであれだけの管理をするということでおで、もちろんその中に委託費がありますから、委託費とみずからの資金、それからああいうふうなことで回すということですから、こうなつてくると、どうしても委託費に依存してしまふんじやないか。委託費の本来の目的はどうなる

のか。しかも委託費は、定員の頭数でもらえなくて、入っている方の数だというんです。おのずから入った人だけの数がおちやうわけだから、そうすると、二十三人分もらって十三人面倒を見るんじゃないんだから、十三人分しかもらえないとなると、委託金を適当にという意味ぢゃないんだけれども、委託金でもやりにくいだろうということを聞けば聞くほど感じますね。

そして、その館長先生は、伺つたら学校の先生のOBだということで、教職員の年金を基礎にして、加えて若干の手当をもらっている。それは五人の職員の中に入っている。皆そうだよおっしゃる。純粋にもらっているのは何名かといふと、一人だという。五名のうちの一人が完全な給料。その完全な給料は公務員レベルですかと言つたら、これまたにこつと笑われて、我々は献身的にやるんですけど。こうなると、我々の昔の言葉で言うと、長続きするだろうか。その人たちが本当に温かい気持ちで大きな気持ちで悩み多き大先輩や若き青少年たちに接觸していくんだろうか。一生懸命更生保護を行政指導、監督される大臣や局長は、そういう実事を御存じならほうつておいかいけないと思いますね。

御存じないのなら、きょう以降、即、特別対策をしてもらいたいと思いますが、率直に今申し上げましたように、そういう基準だと特別対策などがあるのかどうかについて、今後の方針に関連して少しお話を聞かせてください。

○政府委員(杉原弘泰君) まず第一点、職員の給与の基準でございますが、法務省としては収容定員ごとに職員の数を指示しておりまして、収容定員二十人以下の施設につきましては標準職員数を四人といたしまして、主幹が一名、補導員が二名、調理員が一名、二十一人以上を収容する施設につきましては標準職員数を五人としておりまして、主幹が一名、補導主任が一名、補導員が二名、調理員が一名、こういうような職員の形態、数を一応標準としてその指導をいたしておりまします。それに見合ふところの委託費は、先ほど委員

御指摘のとおり、収容者の数に応じて支出いたしておりますが、その委託費の中にこれらの職員数に応じた給与も含められております。

実態といたしましては、今お話をありました浦和の清心寮の実情も私どもとしては報告その他を通じまして十分承知しているわけでございますが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制というような形で出すような方式も諸外国にはあるようですが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたしております。この問題につきましては、その実費のすべてを定員定額制といたしましたが、経営がそんなに楽ではないということも十分認識いたおります。

ただ、一点だけ申し上げるならば、我が国の更生保護の行政というのは、これまで保護司制度も含めましていわば官民共同の体制で今日にまで至つてきたといふ伝統がござります。この官民共同というのは、こういった更生保護の仕事というのは役所だけ、つまり国の側だけですべてができるものではないという物の考え方について立っているわけでございまして、やはり犯罪者の更生保護というのはその地域の市民の皆様の御支援と御協力、理解がなければ完全に全うできる仕事ではないということで、この更生保護会につきましてもこれまでそれが地元の保護司さんあるいは更生保護婦人会その他の更生保護関係者のボランティア的な御支援のもとに資金の造成も含めまして、いろいろ御協力をいたしてきたという実情にあります。

ただ、そうは申しましても、今御指摘のようないろんな事情がありまして、それだけでは到底立ち行かなくなっているということも事実でございまして、そういう観点から少しずつこの保護会の財政基盤も含めて基盤を強化していかなければならぬというふうに考えておりまして、今回の施設費補助金の要求というのもそういう努力の第一歩として御理解をいただければありがたいとい

うふうに考えております。

○国務大臣(中井治君) 御視察をいただきまして、本当にありがとうございました。

この法案改正で、これから五ヵ年ぐらいでどうしても直していかなきゃならない二十六の施設、お手伝いをして建物を新しくしていただく、この思いでおりますが、実は青森でも十数年間建物が建てられない、こういう問題が起きましたし、なかなか住民の御理解をいたなくということが大変である、このことを実感をいたしております。

同時に、古くからございますから、建った当時はちょっとへんびなところであったのであります

が、住宅等が建ちまして、建て直すなら住宅街の外へつくれと、こういう住民のお声も強うござい

まして、これからも計画どおり、この予算どおりこれが進んでいくかどうか、私どもはさらにお

民各位のこの事業の大切さを御理解をいたやすく

これが大事だと、このように考えております。

同時に、先ほど下橋葉先生にお答えを申し上げましたように、本当に働いている方がかつて法務省におったと、年金とこれと合わせてまあ自分

のプライドでやつてあげると、こういう方が多くおられまして、今のお話の宗教家あるいは学校の先生を含めて本当にボランティア精神で頑張つていただいている。しかし、それにつまでも

も甘えてばかりいるわけにはいかないという実感を抱いておりまして、そういう献身的な御苦労に少しでも国としてもお報いできる体制、またそのことによってレベルの高い更生保護を目指してただけるよう努力をしたい、このことが率直な思いでございます。

ただ、そうは申しましても、今御指摘のよう

なきもそれがされる、そして今まで続いておれ

ば、中に入っている本人たちの気持ちもいだろ

うし、みんな協力できると思うんですが。

このパンフレットなんかを見ましても、確かに

一番最後のページに「地域社会と更生保護会」と書いてあるんです。保護会が何をするかというこ

とを書いて、地域の皆さんお願いします」というこ

とが書いてあるんですねが、地域の皆さん、日本の國民がどのように今いわゆる人権国家として、あ

えてここで人権とか人道上という言葉を使わせてもらいますが、その意味でどうやってこの社会の一員として彼らを温かく迎えるか、それでは我々がどのように接觸すべきなのかというような啓発

がどのようになってるわけじゃありません。いた

だいておりますなんですね。確かに書いてあるんで

すが、地域の方々から金品や寄贈や奉仕活動をい

うなことを感じますけれども、それは別

の機会にいたします。

○深田謹君 時間の関係もありますから、浦和レベルは全国にどのくらいあるのかを聞いてみたり、いろんなことを感じますけれども、それは別

の機会にいたします。

今お話を出ましたように、建物ができた、その中で職員を始めとしていろいろお世話する方の献身性やその人たちの意識の問題も出たわけであります、その次は今お話を出ましたように地域

との共存、調和ですね。

それで、私はもともと地域のトラブルを聞いているものですから、つくる段階から地域に対して、なぜこの町にとは言わなくていいわけでした

て、この日本にどうしていわゆる更生保護が必要なかというようなことを地域の皆さん方によく

お手伝いをして建物を新しくしておられます。そこで、いちらっしゃるお寺さんだとか学

校の先生方とお話ししますと、おっしゃるとおり

でトラブルも起きない、よその県から来た方なん

だが、出てこられた方がたまたま三ヵ月、半年こ

の町にいらっしゃる、その方と日常的に仲良く

なっている、町でもにこに笑っている、町の運

動会にも出てこられるというようなことが自然に

行われるようになって、浦和の清心寮はいいもの

だと浦和の市民が思うようにどう市民的な活動の

中でつくるかということが大事だと思ふんですね。

そのことが前から計画されて、そしてできたと

きもそれがされる、そして今まで続いておれ

ば、中に入っている本人たちの気持ちもいだろ

うし、みんな協力できると思うんですが。

このパンフレットなんかを見ましても、確かに

一番最後のページに「地域社会と更生保護会」と書いてあるんです。保護会が何をするかといふ

とを書いて、地域の皆さんお願いします」というこ

とが書いてあるんですねが、地域の皆さん、日本の國民がどのように今いわゆる人権国家として、あ

えてここで人権とか人道上という言葉を使わせてもらいますが、その意味でどうやってこの社会の一員として彼らを温かく迎えるか、それでは我々がどのようになってるわけじゃありません。いた

だいておりますなんですね。確かに書いてあるんで

すが、地域の方々から金品や寄贈や奉仕活動をい

うなことを感じますけれども、それは別

の機会にいたします。

今お話を出ましたように、建物ができた、その中で職員を始めとしていろいろお世話する方の献身性やその人たちの意識の問題も出たわけであります、その次は今お話を出ましたように地域

てやつていくのかというような市民の側の意識を変えるということを、法務省だけではなくて全政治のお互いがやらないと、人権国家だとか人道上の問題といつてもうまくいかないのではないかとい

うことを感じます。

それで、そこにいらっしゃるお寺さんだとか学

校の先生方とお話ししますと、おっしゃるとおり

で大きくうちなずかれて大変共感をしてお茶やお

菓子をいただいて帰ってきたんですねが、実はこの

地域への参加、それから地域への協力要請

をこの更生保護会の人々やれといふのは無理かも

サービス、いわゆる建物をつくって町内会の人々に鍵を貸しますから会議室に使ってくださいとい

うことがあってはだめなわけですから、そこ

の町でお互いが楽しいピクニックや町の盆踊りも

一緒にやるというのをどうつくるかということ

をこの更生保護会の人々やれといふのは無理かも

しらぬが、我々としてはそういうものをどうつく

るか、むしろそういうものがこの町にあって、そ

の町でお互いが楽しいピクニックや町の盆踊りも

一緒にやるというのをどうつくるかといふことは

行政的にも、学校教育も、地域社会としても

いいわゆる意識改革をどうするかといふのを、これ

をこの更生保護会の人々や

短期滞在する者が地域住民の一員として受け入れられる、そういう雰囲気ができるよう法務省としても努力をしたい、また、地域の皆さん方にも御理解をお願いしていきたい、それがこの事業を受けられる刑を終えた人たちの社会復帰をしやすくする一つの道でもあろうか、こんなふうに感じております。

○深田謹君 保護局長、吉田淳一さんという方を御存じですかね。私なんか知らなかつたんですが、元法務省保護局長という肩書きが入っているんです。その方が清心寮の会報にことしの正月に「年頭雑感」として言葉を寄せられていました。

保護局長をやられた方が、今、清心寮の理事になつて具体的に地域の人をしてお世話をしていますね。この文章、感銘しますよ。

これは現保護局長もこういうお気持ちだと思

いますが、どうも行政の方は金をつけると建物をつ

くことが優先のように思ひますから、その意味

合いで、ちょっと生意気なようございますが、

感銘したのですから吉田淳一先生のこの文章を

ちょっと御披露しますが、「我々更生保護関係者

としては、この当面する諸問題に堅実だが柔軟な

精神で今後一層努力する必要があると存するもの

です。それはともかく、更生保護会といふのはや

や暗い、「やや暗い」と御本に書いてあるんで

す。「やや暗い」生硬な用語のように思われてなり

ません」、用語がよくないとおっしゃっています。

私が最初に感じたことと緊急との絡みがあり

ますが、そういうことをおっしゃっています。

そこで、「英米のホステルやハーフウェイハウ

スという呼称に必ずしも範をとる要はないと思

いますが、法令用語を離れ、何かより一般に親しみ

やすい通称、呼称を全国的に採用して世間に理解を

深めてもらひのもう一案ではないかと時折感じてお

ります」、こういうのを読みまして、うれしいと思

うし、ありがたいと思います。

第三部 法務委員会会議録第四号 平成六年六月二十一日 【参議院】

ははいただからといっていいでしょう、局長、もう局長も同じと思いますから、同じ心だというふうに理解をさせていただきます。補和にいらっしゃるそですから、大変我々としてはうれしいと思っております。そこで、残りました一分間ほどお時間をいただきまして、直接この法案と関係ないのですが、これから社会に復帰いたしまして更生保護をする人を一人私もお世話しているのですから、そのことにつきまして、法務大臣、ちょっとお礼を申し上げた上でございさつをしておきたいと思います。

実は、法務委員長も御存じのとおり、先般の法

務委員会で私の方で埼玉県の出身者の石川一雄さ

んのことにつきまして陳情を申し上げております。

十一年たまますから何とか仮釈放してくださいました。歴代の法務大臣にお話し申し上げて、もう三

年になりますが、予算委員会との絡みで私が御質

問する機会がなくなつたのであります。

その後の参議院の予算委員会で我々の同僚議員

の質問に対して、大変温かい発言なりお言葉を法

務大臣にいたいたことを先般訪朝して帰つて

まいりました後伺いまして、新聞報道を見たりし

て本当にうれしく思つております。地元埼玉県を

初めとして、全国の支援者も大変喜んでおります

し、本人の家族たちも本当に涙を流して喜んでい

るようでございますので、ひとつこれからもよろ

しくお願いをいたしておきたいというふうに思

ます。

その意味合いで、もしよろしければ家族や同時

にまた支援をしてきた私たちに対して、この場で

一言大臣からお言葉をいただけるならばうれしい

か。よろしくお願ひ申し上げます。

○国務大臣(中井治君) 過般、当法務委員会の私

の所信に対しまして深田先生から御質問通告もございまして、私ども現在どうなつてているかとい

うことを率直にお答えをさせていただけるかと考

ははいただからといっていいでしょう、局長、もう局長も同じと思いますから、同じ心だというふうに理

解をさせていただきます。補和にいらっしゃるそ

うですから、大変我々としてはうれしいと思つて

いることを申し上げたいと思います。

そこで、残りました一分間ほどお時間をいただ

きまして、直接この法案と関係ないのですが、こ

とにつきまして、法務大臣、ちょっとお礼を申し

上げた上でございさつをしておきたいと思いま

す。

そこで、残りました一分間ほどお時間をいただ

八ございますが、その中で変わったところと申しますと、二つぐらい収益事業を営んでいるところがございます。一つは清掃業、一つはパン製造業でございます。

二つの施設とも二十名を超える中規模の更生保護会ですが、これらの施設では収益事業を営むについて、この更生保護会の対象者を労働者として使用するということではなくて、それとは別個に収益事業を営みつつ、その収益を保護会の費用に充てるという形で事業を営んでいるという保護会が二つございます。

また大阪の方にも、自動車修理工場を持ちまして、これは少年対象の保護会でございますが、そこでは少年の訓練、教育という観点から対象少年の一部を本人の同意を得てそこで稼働させ、その勤労を通じて指導するというような形で事業を営んでいるというところもございます。これは非常にまれな例でございますが、特異な例としてそのようなものがございます。

こういった収益事業を営む更生保護会というのは全部でたしか十八か十六でしたか、ちょっと正確な数字今思い出せませんが、そのぐらいの数ございまして、ほとんどは更生保護事業だけを営んでいるというところもございます。これは非常にまれな例でございますが、特異な例としてそのようなものがございます。

更生保護会が果たす役割が大変大きいと申しましたが、実際に全国的な統計データはございませんけれども、ある法務省の研究調査によりますと、この更生保護会に入っている者については入っている間の再犯率が非常に低いということです。やはりそういう研究結果から見ても、この更生保護会が再犯防止、社会復帰を促進する上で果たす役割は非常に大きいというふうに私ども考えております。

○斎正敏君 収容者一人当たりの国からの国費といふんですか、助成金というんでしょうか、わかれませんが、ちょっとその性格の説明を含めて幾

ら出ているのかお話しください。

○政府委員(杉原弘泰君) お尋ねの趣旨は、収容者一人当たりの政府の助成金ということでござりますか。

○斎正敏君 はい、そうです。

○政府委員(杉原弘泰君) 助成金ということではなくて委託費という形で国庫、国から費用が出ておりまして、これは総額で二十億、年間二十億の金額が全保護会に出ております。

○斎正敏君 一人の収容者に対して幾らかということです。

○政府委員(杉原弘泰君) そうしますと、一人当たりということになりますとちょっと今計算をしないとわかりませんが、直には……

○国務大臣(中井治君) ちょっと先生の質問の意味を取り違えて、先ほど来話が宿泊保護の場合には一人頭四千三百円、それから宿泊だけの保護という場合には三千百円、こういう形で委託をいたしております。

○斎正敏君 それだけの委託費ではなかなか施設を運営していくのは大変でありますから、みんなそれぞれの施設は寄附金を集めることで運営をしておられると思いますが、この寄附金を集めることで、どのような方にどのような方が協力しておられるのか、そんなような寄附金を集めておられる

いうふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(杉原弘泰君) この更生保護会は、税法上、特定公益増進法人という取り扱いを受けますので、この更生保護会に対して寄附をなさいました方につきましては全額免除という取り扱いになつていています。

○斎正敏君 近所から迷惑な施設があるというこ

とでいろいろ苦情が出たりという実例を聞いています

しまして、更生保護会の自助努力によりましてかなりの寄附を受け入れて今日に至っているわけで

すが、その努力というのは、民間の助成団体あるいは地方公共団体からの助成ももちろんございま

すけれども、それ以外の民間の篤志家、企業も含めました民間の篤志家からの寄附をちょうだいしておられます。

○斎正敏君 その仕事はそれぞれの保護会が所在する地域の更生保護関係者、具体的に申し上げるならば、保護司連盟の方々、それから私ども保護局の民間協力組織であります更生保護婦人会の方々、こう

いつた方々が中心になりましたし、それ以外の支援者ももちろん含めまして寄附集めをしていただいているということです。

○斎正敏君 それで、そういうことに対しても、平素から私どもが機会をとらえて、例えば本年の七月一日から法務省が

主唱して行われます「社会を明るくする運動」という運動がございますが、こういった機会につれて、そういう法の趣旨に従ってやつていただいておりま

すが、いろいろな経済情勢によることがありますが、いろんな問題を求めるための一般的な全国的なキャンペーンを毎年行っています。

○斎正敏君 地域で保護司をしておられる方はほとんど無報酬に近いことで、少し国からお金は出ると思いますが、しておられるわけであります

て、それにおプラスをしてこういう施設に協力するためには、寄附金を集めたりするという活動までしておられるわけで、大変苦労しておられるといふうに思つておられますが、寄附をされた人に

対してはいわゆる税金の控除とかそういうふうな面でのことはちゃんと受けられるようになつてい

るというふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(杉原弘泰君) この更生保護会は、税法上、特定公益増進法人という取り扱いを受けますので、この更生保護会に対して寄附をなさいました方につきましては全額免除という取り扱いになつていています。

○斎正敏君 先ほど百一施設のうち二十六施設が

運営しておられると思つますが、この寄附金を集めることで、その度度やはり問題が生じたときには、保護司の係官が地域の更生保護の関係者、例えば

保護司さんあるいは更生保護婦人会の関係者などと相携えて、それぞれの問題の地域での個別的な理解を得るような説得といったものを現実には

行っております。

○政府委員(杉原弘泰君) 先ほど百一施設のうち二十六施設が

運営しておられると思つますが、この寄附金を集めることで、その度度やはり問題が生じたときには、保護司の係官が地域の更生保護の関係者、例えば

保護司さんあるいは更生保護婦人会の関係者などと相携えて、それぞれの問題の地域での個別的な理解を得るような説得といったものを現実には

行っております。

○斎正敏君 その仕事はそれぞれの保護会が所在する地域の

更生保護関係者、具体的に申し上げるならば、保

護司連盟の方々、それから私ども保護局の民間協

力組織であります更生保護婦人会の方々、こう

う段になりますと、やはり地域住民の一部から強

い反対があるということが時として起きるわけ

で、そういうことに対する平素から私どもが機会

をとらえて、例え本年の七月一日から法務省が

主唱して行われます「社会を明るくする運動」と

いう運動がございますが、こういった機会につ

れて、そういう法の趣旨に従つてやつていただいて

おりまして、これは総額で二十億、年間二十億の

金額が全保護会に出ております。

○斎正敏君 御指摘のとおりかと思

います。この石川更生保護会につきましては、

そういう状況にからみまして近く施設を改善す

るという見通しで具体的に計画を進めさせていた

だいております。本年度予算でこの補助金がつき

ますから、その一部をここに充てるという予定に

しております。

○斎正敏君 これで終わります。

○紀平悌子君 更生緊急保護法の一部を改正する

法律案につきまして、法務省及び法務大臣に質問申し上げます。持ち時間が九分でございますので、少し私が多くしゃべり過ぎるかもしませんが、お答えの方は簡単にどうぞお願ひをいたします。

犯罪というものは社会における病理現象だといふに言われておりますけれども、実際には罪を犯すのは同じ人間なのでございますので、犯罪とか非行を犯した者の自後の更生こそが本当に社会にとって必要であり、处罚そのものよりもむしろ力点を置くべきというふうに私は常に考えてまいりました。

実には民間の公益法人に委託をする、そういうふうな形をとつておりますし、施設面などでその老朽化等が非常に目立つてきているというそういう現実を踏まえての今回の改正案だと思いますが、現実を踏まえての今回の改正案だと思いますが、保護施設に対する法務省の基準でござりますけれども、概略そしてその運営状況に関しての法務大臣の御見解をごく簡単に承りたいというふうに思っています。保護局長からどうぞお先に。

○政府委員(杉原弘泰君) それでは、私の方から保護施設に対する法務省の基準についてお答えいたします。

更生保護会が直接に保護事業として行う場合の基準は、更生緊急保護法の五条一項の規定するところに従いまして法務省令によつて定められております。その内容は設備の基準、処遇の基準、職員の資格などを定めております。

○國務大臣（中井治君） 先ほどから御議論ありますように、施設的には大変老朽化が目立つておりますし、また厳しい勤務体制、報われない賃金体系など、職員の方々のボランティア精神に支えられてやつておるわけでありますが、しかし一つ一つの更生事業に関しては大変な熱意と実績を上げていただいておる、このように考えておりますが、犯罪も複雑化をいたしておりますし、なかなか難しい更生者も多くなってまいります。職員の

○紀平悌子君 先ほど埼玉県と石川県というふうに出てまいりましたので、じゃ私も言つていいかなと思いまして、カットしようかと思いましたけれど、皆さんの方のレベルアップ等、今後とも図つてしまいたい、このように考えております。

れども、熊本県の例をちょっと実態を申し上げてみたいと思います。

熊本のは自営会と申します。熊本自営会と申しまして、これは非常に古い歴史を持っておりまして、熊本監獄、昔の呼び名で呼びますと典獄です。典獄に佐藤元次郎さんという方がおられまして、大正二年に発起人になって、大正三年に事務所を又吉義蔵と設立し、又吉義蔵と開拓することに

うことなんです。その後、二十五年の五月に更生緊急保護法が施行されました後に、二十七年九月十日に財団法人としての認可を受けて今日に至るということをございます。

それで、実態をつぶさに伺いましたところ、建築されて以来三十年を数える施設でございまして、とても埼玉県の例には及びません。熊本刑務所からの長期刑処遇施設出所者を多く保護するという特徴を持つております。九州地方では唯一の長期刑の処遇施設である熊本刑務所のすぐ近くにありますので、受刑者が非常にここへ入りたが

る。入りたがると言ふとあれなんですが、行き場のない方々が非常にここを希望されて長期刑処遇施設出所者の保護というのが特徴になつていて、いうことでござります。

とか屋上の給水施設等の補修、それの改善の必要がある。つまり雨漏りというか、先ほどの雨漏りと簡単に言えばそういうことなんですが、そういうふうな状況になつておりますことと、ちょっとと驚きましたのは、ここは女性がおりませんで男性ばかりでございますが、四畳半に大の男が二人ということで、ですから昔で言えば五尺二寸ぐらいの方が二人四畳半に入つておられるという、そういう居室でございました。

的に言えば非常に助かるということをございます
が、こちら辺特に、緊急の二十六カ所とおっしゃ
いましたか、その対象に入っているんでしよう
か、それともそれ以外の普通のところに入ってい
るんでございましょうか。

○國務大臣(中井治君) 先ほどの深田先生、斎先生、また紀平先生と御熱心に御视察を賜り、問題点を御指摘を賜りますこと、本当にお礼を申し上げます。

ただいま熊本自営会のこと御指摘をいただきましたが、私どもの手元にもそのとおりの報告が入っておりまして、平成九年に改築を御希望のよ

ただ、平成九年に自己資金等がどのくらい集められるかというところも見ながら、私どもはその二十六の一つと考えて対応をさせていただきました。い、こんな予定であります。

いにしても、特に職員の方なんですかけれども、主幹、これは保護司の方でいらっしゃいますが、それから辅导主任という方、これは元中学校の教頭で保護司でいらっしゃいます。それから給食員、この方はちょっと前の仕事を書いてございません

が、いずれも六十代の方で運営されているんですね。このことは、二十名の満杯の施設に入つていらっしゃる方々をいろいろお世話するには随分きつい年齢に入っているというふうに思つております。それから、こういうふうなお仕事につく若い女性でも男性でも今後どんどん出てこれるのでありますか。ほとんどボランティア同様の給与の中でも、入れ物も大切ですけれども、特に待遇というか、待遇がよければいい方が集まるというわけで

○國務大臣(中井治君) 御指摘のことはよくわかれませんけれども、やはり一定の条件のもとに優秀な人材も集まるということも、一面の真理でござりますので、その辺のことは法務当局はどうお考えになつていらっしゃるんでしょうか。

ただ、更生保護という大事なお仕事をやっていただく以上、やはり人生経験も含めるいは保護司さんとしての経験を含めて、そういう経歴やら識見、こういったものも大事になつてこようかと考えておりますと、各地区でそういった方々が中心的におやりをしておるんだと考えております。

ただ、給食の方に関しては、先ほど福祉施設との給与の差等を申しましたが、この施設におきましては三食ともお入りになつた方全部の食事をするわけでは先生御承知のようにないわけでございまして、そういう意味では短期間の食事といたことで、かなり年齢のいった方でもやつていいける。これに甘えてこういう状況になつておると考えておりますが、いずれにいたしましても、待遇改善やらを含めまして十分な待遇ができる方向へ向かって一步一歩努力をさせていただきたい、このようになります。

○紀平悌子君 終わります。ありがとうございます。
○安恒良一君 先ほどから同僚議員が聞いた中で
答えられていない点をまずただしておきたいんで
すが、全国九十九団体一百カ所の更生保護会に対
した。

する政府の委託金は年間で二十億だと、そして残りはいわゆるそれぞれがボランティアその他寄附で集めて運営しておると。

そうすると、残り、集められている金額は年間にどのくらいですか。

○政府委員(杉原弘泰君) 総額でいいと、収入総額が三十五億円。うち政府からの委託費が、八%ということになつております。

○安恒良一君 そこで、大臣、こういう実態を御

存じかどか。ちょっと私は発想の転換をしても
らわなきやならぬと思ひます。

例えは北海道であれば、冬場は非常に寒いんで
す。そうすると、ここに入られる方は定員をぐつ
と割るそですね。割りましたら、結局、定員に
よつて委託費が出されていますので補助金が減る
ということになる。そうすると、そこで働いてお
る主幹以下の給与は一応世間体には公務員に準ず
るとかこういうことでやつてているけれども、それ
は減らさざるを得ないです。そこで、そんなば
かなことないじやないかと聞いたら、いや実質減
らすわけじやなくて、その場合はさらに寄附金を
集めて補てんする、こういうことを事務当局の方
から聞いたんです。

私は、大臣は盛んに職員のレベルアップと言
ながら、給与定員が減つたらそれで自動的に給与
が減つて足らぬ分をほかから集めなきやならぬと
いう、こういう発想で、大臣が言われておるレベ
ルアップができるのかどうかということが一つ。

それと同時に、私は時間がありませんから固め
て聞きますので答えていただきたいんですが、少
なくとも更生緊急保護法の法律の目的では、まず
更生保護といふのは国の責任において行う事業で
あるということ、それから二つ目には我が国の刑
事政策上の重要な機能を果たしている、この二つ
は明確なんですね。そうしますと、もう戦後
ずっと五十年間これやつてこられていますが、私
は、更生保護は官僚的の発想で官僚だけでやるん
じゃなくして官民共同でやらなきや実効は上がる
ねとおっしゃいます、それはそのとおりだと。し
かし、官民共同でやるということとお金を民間側に
かなり頼つてやるということは別なんですよ。で
せんが、前回も私は諸外国のいわゆる法律扶助一
欄表を示して、余りにも貧弱じやないかと申し上
げました。それから、きょう私はこれも考えます
と、例えは一つは、今、施設についても盛んに

おっしゃっていますように、二十六カ所十五億、
二分の一が国の補助だといふんですね。残りが集
まえたんだから今までの補助だといふんですね。二分の一はお
まえさんたち集めてこいというわけです。そんな
ことでいいんだろか。もうぼつぼつ発想の転換
をおやりになつたらどうか、このように思いま
す。

戦後五十年たつてこれだけ経済大国になつて、
これだけの大規模な国家予算を持っているのに、
こういうものの施設を直すのに半分はみんな篤志
家から集めてきなさいよと。それから、職員の給
与についても、定員を割った場合は寄附を集めて
職員の給与を埋めなさいよと。そういう発想の転
換がどうしてできないのか。

というのは、日本の役人といふのは非常に國家
の利益を考え積極的に優秀だと言われているんで
す。ところが、下稻葉さんからも御指摘あつたよ
うに、どうも法務行政というのは、後ろ向きとは
言いませんが、意欲的に前向きに少し、例えば今
私が申し上げましたように、今私が全体の予算につい
て、いわゆる事業そのものについては民間といろ
いろ共同してやつた方が更生保護の実績を上げら
れるけれども、財政的なものについては、もうこ
こまで來ると積極的にこの法律の原点である國の
責任においてやるというふうにどうして前向き
に、せつかり法律を改正なさるんだし、なされな
いのかと。今回二分の一と、残りの二分の一は、
今も紀平先生の質問で、入つていますが、金が集
まればと、こういう前提ですよね。あと残りを。そ
れではね。

ですから、私は法務行政全体を通じて、率直な

ことを申し上げて、あれだと思います、三十八年

間自民党が政権を担つて、野党としてもいろいろ

やつてきたが、率直に言つて、こういう司法関係

のようなことです。その意味からいと、なか
なか、こういう更生行政とかそれから今さつきも
いうお仕事に従事をしてもらう、同時に、國の責
任でやつております、そういうことが言えるよう

な方向へ向かって私も法務省も最大限努力を続
けて弱かつたと思います、率直に言つて。しか
し、もう少しいわゆる法務省なり大臣が意欲的に
取り組まれるべきだ。特に、三十八年ぶりに革新

連合政権ができて、あなたはそこの大臣ですから
ね。(革新か。革新ではないと呼ぶ者あり)い
や、革新連合政権じやなくて、連合政権です。と
ころが、連合政権の大臣なのですから、もう
ちょっと今申し上げたような司法行政全体につい
て、五十年たつてあるんですから、基本的に見直
して前向きにこんなことを提案してもそんなおか
しいことはないんですよ。

ところが、これを見ますと、法律を見ると、監
督行政だけはお金は二分の一出すが口出しもす
る、こうなつてあるんですよ。口出しするなら、
せめて金ぐらいい全部。今さつき言ったように、こ
れ総額で十五億あれば二十六カ所できるというん
ですかね。金を出して口も出すならないいけれど
も、金は半分しか出さない、口はどんどん簡単に
出しますよ、これじゃ余りにも僕は法務行政をし
てお粗末だと思います。これ、お役人の答弁は要
りません、どうせ積極的な發言ありませんから。
局長答弁は要りません。あなたが大臣としてどう
するか。

○國務大臣(中井治君) 法務大臣に就任をいたし
まして、何人の方から、法務大臣は選挙は弱く
なるから十分気をつけるようにと御注意を受けて
おります。

○下稻葉耕吉君 私は、ただいま可決されました
更生緊急保護法の一部を改正する法律案に対し、
下稻葉君から発言を求めるので、

これを許します。

下稻葉君。

○委員長(猪熊重二君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

○下稻葉耕吉君 私は、ただいま可決されました
更生緊急保護法の一部を改正する法律案に対し、
自由民主党、日本社会党、護憲民主連合、新緑風
会、公明党、国民會議、護憲リベラルの会の各会
派並びに各派に属しない議員紀平佛子君及び安恒
良一君の共同提案による附帯決議案を提出いたし
ます。

それはともかくいたしまして、先ほどから諸
先生、本当に御激励あるはまたもつと前進をさせ
るという御叱咤をちょうだいいたしまして、感
謝申し上げております。

たとえわずかな変化であるにしろ、二分の一、

施設の改善に補助金を出せる、こういう法案が出
ることも一つのスタートかと考えております。こ
れを契機に、安恒先生からだいま御指摘を賜り

案文を朗読いたします。

更生緊急保護法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議(案)

政府は、次の諸点につき格段の努力をすべき

である。

一、更生保護が國の責任において行われるべき

ものであることにかんがみ、更生保護事業の

健全な育成、発展のため、法整備を含めて制

度の改善、充実に努めること。

二 更生保護事業の充実を図るために、社会福祉

事業との均衡にも留意し、被保護者に対する

補導保護体制の強化に努めること。

三 更生保護施設の改善については、緊急度、

優先度を考慮して計画的かつ早期の実現を図

ること。

右決議する。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお

願い申し上げます。

○委員長(猪熊重二君) ただいま下稲葉君から提

出されました附帯決議案を議題とし、採決を行

ます。

【賛成者挙手】

○委員長(猪熊重二君) 全会一致と認めます。

よって、下稲葉君提出の附帯決議案は全会一致を

もつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○国務大臣(中井治君) 更生緊急保護法の一部を

改正する法律案につきましては、委員の皆様方に

は熱心に御審議をいただき、御可決いただきました。

○国務大臣(中井治君) ただいま附帯決議案につ

いて、下稲葉君から提出された附帯決議案につ

いて、その趣旨を十分に踏まえまして、今後とも

努力を重ねてまいりたいと存じます。

○委員長(猪熊重二君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(猪熊重二君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(猪熊重二君) 次に、商法及び有限会社法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聽取いたしておりますの

で、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○服部三男雄君 私の方から法務大臣にお尋ねし

たいと思います。

今回の自己株式の取得規制の緩和については経済界

ではこれまで長年にわたって経済界から要望され

てきたわけですが、この問題は從来からさまざまな議

論をされてきたところでございまして、今回の改

正でござりますけれども、従来の議論に加えまし

て、政府の総合経済対策との関係が取り上げられ

てきたわけでございますが、法務大臣におかれま

しては、今までの純然たる商法上の技術的な問題

ではなくて、経済対策という観点から見てどのよ

うな効果を期待しておられるのか、簡潔にお答え

をお願い申し上げます。

○国務大臣(中井治君) 御指摘のとおり、自己株

式の取得規制の緩和は、平成四年三月三十一日の

緊急経済対策、同年八月二十八日の総合経済対

策、平成五年四月十三日の「総合的な経済対策の

推進について」の中においてそれぞれ取り上げら

れ、さらに平成六年二月八日の「経済対策閣僚会議

で決定された総合経済対策の中ににおいて、「課題

を抱える分野における重点的施策の展開」という

項目の中での証券市場の活性化のための施策として

取り上げられてきたところでござります。

今回の改正は株式制度の運営の適正化、円滑化

を図ることを目的とするものであります。この

改正により、使用人に譲渡するための自己株式の取

得、株式の利益消却をするための自己株式の取

得、株式の譲渡制限のある会社についての自己株

式の取得の特例など自己株式を取得することがで

きる場合が拡大されたため、今後の証券市場の活

性化や会社の経営の安定化につながることがかな

り期待されるものと考えております。

○服部三男雄君 自己株式取得規制の緩和とい

うのはかなり技術的な、また今までの会社法の中に

おける問題等ございまして技術的な問題になりま

すので、これから質問は法務大臣ではなくて、

これは決して法務大臣は素人という意味で申し上

げているのではなくて、技術的な問題でございま

すので法務当局、民事局長さんだと思いませんが、にお尋ねしたいと思います。

〔委員長退席、理事荒木清寛君着席〕

まず第一に、自己株式の取得規制の緩和につい

てはこれまで長年にわたって経済界から要望され

てきた問題と思つておりますが、今回の改正案に

つきまして経済界はどのような意見を述べている

んでしょうか。

例えば、取得事由を限定せず、かつ自己株式の

取得だけでなく保有をも認めてほしいというよう

な要望もあつたように聞いておりますが、今後法

務当局として自己株式の取得事由の限定について

の見直しを行う考え方があるのかどうか、この二点

についてお尋ねしたいと思います。

○政府委員(濱崎恭生君) 御指摘のとおり、自己

株式の取得規制の緩和につきましては、かねてか

らさまざまな理由で緩和の要望が出ておりまし

た。

具体的にその必要性として挙げられておりまし

たものを並べてみますと、株主への利益還元の充

実、従業員持株制度の運営の円滑化、ストック

オプション制度の利用、余剰資金のより適切な運

用、企業買収への対抗策、株式需給の適正化、株

価の不当な低落への対応策、株式相互持ち合いの

解消の受け皿、こういった必要性から主張されて

いたわけでございます。

今回の改正は、自己株式の取得事由を従業員持

ち株制度の運営の円滑化のため、それから株式の

消却をするためということを事由とする取得規制

の緩和を認めることにしたわけでございまして、

一定の範囲に限定してこれを認めたということで

ござります。

それから、今御指摘ございましたように、取得

だけではなくて、自由に保有し自由に処分するこ

とができるという制度を認めてほしいという要請

もございましたが、これにつきましても、そうい

う永続的な保有、自由な処分を認めるというこ

なりますと、種々これまで指摘されておりまし

た弊害を除去去るということにならなか難しい問

ね。

〔理事荒木清寛君退席、委員長着席〕

そうしますと、我が国における会社の大部分は非

公開の中小規模の会社ということになるわけですが

、このようないわゆる非公開の中小会

題があるということで、今申しましたような限度

で認めるということにしたわけでございます。

しかしながら、今回の改正によりまして、今申

しましたようないろんな要請のうちストックオプ

ション制度の利用という観点を除いては経済界の

要請どおりということではありませんけれども、

それぞれ相応の効果を期待することができるとい

う内容になっているものと考えております。

なお、ストックオプション制度の利用につきま

しては、これはアメリカで利用されている制度で

ございますが、我が国において同じような要請が

現実にあるかどうかというニーズの問題等もござ

いまして今回の改正ではこれに対応することを見

送るということになった次第でございます。

そういうことでございまして、今回の自己株式

の取得規制の緩和は現行法の厳格な規制を、一定

の制限があるとはいえ、緩和へ向けて着実に一步

を踏み出したということをございます。今後の

改正法のもとの制度の運用状況とかあるいはそ

のほか会社をめぐる社会経済情勢の変化等を見た

上で適切に対応していくべきといふうに考えて

いるところであります。

○服部三男雄君 法務当局も御案内と思います

が、我が国の株式会社の数というのは百三十万を

超えると言われておるんですが、そのうち上場企

業、いわゆる株式上場している会社というのは二

千百ばかり、店頭登録というのが今ふえてきまし

たが、それでもわずか五百にすぎないわけです

ね。

〔理事荒木清寛君退席、委員長着席〕

そうしますと、我が国における会社の大部分は非

公開の中小規模の会社ということになるわけですが

、このようないわゆる非公開の中小会

社にとって今回のこの自己株式の取得規制の緩和

というのはどのような意義を持つのか、経済の実態に即した改正としてマッチするのかということをお伺いしたいわけです。

○政府委員(瀧崎恭生君)

我が国の会社制度におきましては、株式の譲渡について取締役会の承認を要するという株式の譲渡制限を定款で定めると

いうことが認められておりますが、中小規模の株式会社の大部分はそういう制度をとっておりまます。いわゆる閉鎖会社というふうに呼んでおりまますけれども、これは株式会社の中には、少人数の株主がその人柄つながりのもとに会社経営を行なう、そういうところに協調関係を乱すような株主が入ってくることを避けてそういう形で会社経営をするという要請が大変強いわけございまして、そういう会社に適切に対応するということでも商法の観点からは大切なことであるというふうに認識しております。

今回の取得規制の緩和は、大きく言って三つの場合について認めることにしているわけです。そのうちの従業員に譲渡するための取得、それから消却をするための取得、これはいずれもそういう中で利用することができるわけですが、閉鎖会社にとっては、株式の譲渡制限がある会社についての自己株式の取得規制の緩和ということであらうと思います。

要するに、そういう会社において株主から株式をだれかに譲渡したい、これを承認してくれといふ申し出があった場合に、会社の方でその人は適当でないと思えばだれか適当な買い手を二週間以内といふ短い期間内に見つけなければならぬといたことです。そういう株式を買い受けてくれる人を、しかも適当と思う人をすぐ見つけるのはなかなか困難である。そういうことであれば結局承認せざるを得ないというような問題をぜひ解決してもらいたいということと、株主に相続があつたような場合にたくさんある相続人が株主になると、いうようなことを解消するための受け皿としての自己株式の取得を認めてもらいたい、こういう要

請が中小の会社からあつたわけでございます。

今回の改正におきましてはこういった要請に対応するという改正を実現するわけでございますので、そういう意味で中小規模の会社にとりまして大きな意義があるのでないかというふうに考えております。

○服部三男雄君

株式会社制度というものは長い歴史があるわけですが、特に今は大衆キャピタリズムというふうになってきておりまして、株主が会社に出資することによって所有者になるという感覚よりもキャピタルゲインを得ようと、こういふふうにやや意識が変わってきています。

特に我が国においては、我が国独特的の風土といふのがあるんでしようけれども、株主に対する利益配当の面で余り優遇されていないという批判があるわけでございます。一方、その反面といふことになるんでしようけれども、会社を経営する運営する方の代表取締役など経営者の都合が重視されているのではなくらうかということは長らくつとに指摘されてきたわけです。

そういう観点から見ますと、今回の自己株式の

運営する方の代表取締役など経営者の都合が重視されることは、株主の利益の保護とされることは、確かに従業員に対する影響、意義とか会社の従業員に対してどのような影響、意義を有するのか、説明願います。

○政府委員(森脇勝君)

御案内のとおり、従業員持ち株会といいますのは、会社の従業員が任意の団体を組織いたしまして、これが民法上の組合だとされているわけでございますが、従業員が毎月の給与あるいは報酬から一定額を持ち株会の方に拠出いたしますて、持ち株会でまとめて会社の株式を買いつける、そしてそれを保有する、こういう制度でございます。

このような従業員持ち株会は昭和四十年以降急速に普及してきたといふふうに言われております。従業員の財産形成ということを通じまして従業員の福利厚生に資することができるという点は、傘下従業員の資本形成といふことを通じまして従業員の福利厚生に資することができるといふ点でござります。さらに、傘下従業員が会社の株主になることによって会社の業績向上に対してもインセンティブを与えられるというふうなことが言われております。

また、従業員にとってみると、少額の資金を

まして株主総会の決議を要件とするということにして、株主の意思に反してそういう取得が行われないということを担保することにしております。

また、自己株式を取得する場合に、特定の株主からその株主に有利な条件で、相対的には他の株主に不利になるわけでございますが、そういう条件で会社が株式を取得することがないよう、株式が公開されている会社にあっては必ず公開の市場で取得するようという制限をしておりますし、株式が公開されていない会社につきましては、そういうことを考慮して特に総会の決議を特別決議によらなければならぬということにすると

株主による不正行為であります。それによつては、株主が株式の安定を期待できるといったこと、あるいは株価の安定を期待できるといったこと、あることはそれがないようになります。

長期安定株主として確保することができるという

こと、あるといふことが挙げられております。

今回の改正によってこれらの従業員持ち株会の運営の円滑化が図られるというふうに考えておるところでございます。

○服部三男雄君

会社法で常に問題になるのが取締役による不正行為、これは非常に会社の財産に対する危険な行為でありますし、それがひいては日本の自由な資本主義の構成を乱すことになるということで常に問題になるし、社会的な事犯に

なった例も多々あるわけでございますが、今回の改正によりまして自己株式の取得が緩和したわけですから当然ふえてくるわけですね。それによつて取締役の不正行為が増加するおそれがないかどうか、そんなことになつたのではせつかくの法改正が無意味になつてしまふわけであります

ので、今回の改正に対しても取締役の不正行為を防止するための手当で講じていくのかという点についてお答えを願います。

○政府委員(森脇勝君)

現在まで自己株式の取得につきましては非常に厳しい規制を置いていたわ

けでございまして、その理由とするところは、これを自由に取得できるようにいたしますと会社資産の充実が害されるとか、株主の平等の原則が害されるとか、あるいは経営者の会社支配を利用されておそれがあるといったような弊害が指摘されてきたわけでございます。

また、従業員にとってみると、少額の資金を

は、これらの弊害が生じないようなどいふことに

配慮しておるところでございまして、弊害を防止するための手だてといたしまして、取得財源を配当可能利益の範囲内ということで画しているという点、それから、利益消却の場合は別でございますが、取得数量を限定しているということ、あるいは保有期間を必要な期間に限定しているということ、さらに取得の手続であるとか取得の具体的な方法等についてかなり詳細な定めを置いているわけでございます。これらの規定によりまして、自己株式の取得及び保有に伴う弊害と言われてきたところを防止しようとしているものであります。

さらに、改正法におきましては、これらの規制を設けても取締役がこれを遵守してくれない限り意味をなさないわけでございますが、これを担保する手だてといたしまして、取得財源を配当可能利益の範囲内に限つているわけであります。違法な自己株式の取得によって会社に欠損が生じたという場合には取締役に対して損害賠償責任を負わせる、そのための特則を設けまして過失の立証責任をいわば転換する、あるいは損害額を法定するといったような手だてをしております。

またさらに、自己株式を違法に取得した場合の

刑事罰でございますが、これは従来からある規定でございますが、五年以下の懲役または二百万円以下の罰金、情状によってはこれらの併科とい

うことにされております。さらに、商法の規定に違

反して株式の消却をした場合には百万円以下の科

罰でござります。それから、これは改正法とは別でござります。

この法律が成立いたしました際には計算書類

規則の改正を考えております。そこで、この法律が既になされているところでござります。

それから、これは改正法とは別でござります。

この二つの場合の定時総会の決議、この二つの

場合の定時総会の決議、この二つの場合の定時

総会における計算書類の承認のときでございま

すので、この時点でどの規模のものにするか、ど

れだけの金額のものにするかというのを株主総会

で確定していただくのが最も適切な時期であろう

といふふうに考えております。

また、重大なおそれのある弊害といたしまして

インサイダー取引あるいは株価操縦について指摘

されていたところでございますが、これらにつきましては証券取引法の方で手当てをするということにいたしております。

○服部三男雄君 今回の改正案によりますと、会

社の使用人に譲渡するための自己株式の取得、い

うから利益消却のための自己株式の取得、い

うはもう著しく形骸化しておりますので当然株主

総会の活性化ということを図らなきやいかぬと言

われていることは法務当局も御承知と思います

が、この要件にした意味を法務省ではどのように

お考えなのか、お伺いします。

○政府委員(森脇勝君) 委員、今御指摘になられ

ました今回許容することとする二つの自己株式の

取得事由につきましては、いずれも定時総会の決

議を要件としているわけでございます。

これを要件としたのは、自己株式の取

得は配当可能利益の範囲内でやっていただくとい

うことでござりますので、この自己株式取得にど

うだけの資金を充てるかということによって現実

に配当できる金額が制約されてくる場合がござ

ります。このような関係で、自己株式の取得は会社

の利益処分にかかるものであるということで総

会の決議とすることによって現実

に配当できる金額が制約されてくる場合がござ

ります。

○服部三男雄君 現行商法の二百十二条一項ただ

し書きに、定款に規定さえしておけば株式の利益

消却はできる、こういうようになっていけるわけ

です。今回特に定款じゃなくて定時総会の決議での

株式利益消却を認めたというのは、こういうふう

にわざわざ改正されるやらいですからこの現行法

の二百十二条一項ただし書きで株式の利益消却が

行われていなかつたのではないかと。もしそうで

あるならば、その理由が何らかあるのかどうか、

わざわざ改正した理由をお尋ねします。

○政府委員(濱崎恭生君) 委員御指摘のとおり、

現行商法二百十二条一項ただし書きに定款の規定

に基づいて配当すべき利益をもって株式を消却す

るという制度が定められていいわけでございます

が、これまでこの規定に基づいて株式の利益消却

がされたという事例を私ども聞いていない、実際

にほとんどないということであらうと思っており

ます。

○政府委員(濱崎恭生君) 今回の改正案におきま

して、定時総会の決議に基づく株式の利益消却を

ようにしてこうした規定を設けておりま

すので、委員御指摘のとおり、株主総会が活性化

していかなければ本来の意味での株主の意思の反映

社の規模を縮小したり、あるいは経済情勢、会社

の状況等に応じて株式数を調整するなどの場合に

おいてその需要がある、その必要があると言わ

れます。

○服部三男雄君 今回の改正案によると、会

社の使用人に譲渡するための自己株式の取得、い

うから利益消却のための自己株式の取得、い

うはもう著しく形骸化しておりますので当然株主

総会の活性化ということを図らなきやいかぬと言

うです。

株主総会は会社における最高意思決定機関でござ

りますから、私どもいたしましても株主総会

の活性化のために従来から商法中の諸制度の整備

に努めてきたところでございまして、例えば昭和

五十六年の商法改正におきましては、株主の議案

提案権を新設する、あるいは取締役、監査役等に

総会における説明義務を課すといったようなこ

と、あるいは株主権の行使に関して利益の供与を

禁止するといった規定を設けてきたところでござ

ります。

今後とも株主総会が商法の趣旨にのっとって運

営されますが、その趣旨の周知徹底に務めて

まいりたいというように考えておるところでござ

ります。

○服部三男雄君 現行商法の二百十二条一項ただ

し書きに、定款に規定さえしておけば株式の利益

消却はできる、こういうようになつていいわけ

です。今回特に定款じゃなくて定時総会の決議での

株式利益消却を認めたというのは、こういうふう

にわざわざ改正されるやらいですからこの現行法

の二百十二条一項ただし書きで株式の利益消却が

行われていなかつたのではないかと。もしそうで

あるならば、その理由が何らかあるのかどうか、

わざわざ改正した理由をお尋ねします。

○政府委員(濱崎恭生君) 委員御指摘のとおり、

現行商法二百十二条一項ただし書きに定款の規定

に基づいて配当すべき利益をもって株式を消却す

るという制度が定められていいわけでございます

が、これまでこの規定に基づいて株式の利益消却

がされたという事例を私ども聞いていない、実際

にほとんどないということであらうと思っており

ます。

○政府委員(濱崎恭生君) 今回の改正案におきま

して、定時総会の決議に基づく株式の利益消却を

するための手だてといたしまして、取得財源を配

当可能利益の範囲内ということで画しているとい

う点、それから、利益消却の場合は別でございま

すが、取得数量を限定しているということ、ある

いは保有期間を必要な期間に限定しているとい

うこと、さらに取得の手続であるとか取得の具体的な方法等についてかなり詳細な定めを置いている

わけでございます。

○服部三男雄君 今回の改正案によると、会

社の使用人に譲渡するための自己株式の取得、い

うから利益消却のための自己株式の取得、い

うはもう著しく形骸化しておりますので当然株主

総会の活性化ということを図らなきやいかぬと言

うです。

○服部三男雄君 今回の改正案によると、会

社の使用人に譲渡するための自己株式の取得、い

うから利益消却のための自己株式の取得、

を「誣罔」と書いてある。そうではなくて意味が通じないということで、できるところから徐々に改正を、わかりやすい法律にしていただけるということでお大期待をしております。それからもう一つは尊属加重規定、これも私どもかねてから憲法違反するのではないかということで考えておりましたが、この削除も審議会から出されている。

これをお受けになりまして刑法改正を来年通常国会に提出をしたいというふうな御意向と承つておりますが、御決意のほどをちょっと大臣にお伺いしたいと思います。

○竹村泰子君 それでは商法改正に入りたいと思
います。
一 異から御意見を賜る中でようやく考え方をまとめ
して、法制審議会へ昨日諸問題をいたしたところで
ござります。
当然のことと言えど当然のことであります
が、一刻も早く答申をいただいて、国会において御審
議を賜るよう努力をさせていただきたい、このよ
うに考えております。

今回の改正は、株式会社について自己株式の取得規制の緩和を図ろうとするもののようですが、自己株式の取得は原則として禁止し、例外的に取得を認める事由を追加するということがとられておりますね。自己株式の取得がこれまで厳しく制限されてきましたのは、いろいろな弊害があるんだ、その弊害の危険性が大きいからだと考えられてきたというふうに思います。規制緩和で自己株式の取得を広範に認めるのであれば弊害の防止を効果的に行つていくことが必要であるというふうに思いまして私も、今いろいろ調べてみましたがれども、時間がかかりますのでこちらで言わせていただきますが、次のようなポイントがあるのかなというふうに思っております。

ることをこれまで危惧されてきた。それから二番目に、会社が株価操作をし、あるいは会社の内部情報を利用して自己株式の投機的な取引、つまりインサイダー取引を行うことにより株主投資家の利益を害することがあった。それから三番目に、取得の方法、対価のいかんによつては特定の株主だけを優遇する結果となり、株主平等の原則に反する。それから四番目に、経営者の会社支配の強化に利用されるということ。それから五番目に、買い占めの株を会社が高値で買い取る場合には、会社に財産的損害を与えるとともに、いわゆる俗に言う会社荒らしを助長するのではないか。こういったポイントが危惧されていたというふうに思ひます。

そこで、大臣にお伺いをいたしました。

今回の改正でこれらの弊害は完全に防止されるのでしょうか。大臣の法案の提案理由説明に「自己株式及び自己持ち分の取得規制を弊害の防止のための措置を講じた上で緩和する」というふうにおっしゃっておられますがれども、このことがきちんと防止されるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣（中井治君） 私は衆議院の大蔵委員会をかなり長いことやってまいりました。この問題につきましても大蔵委員会で各種論議が行われました。ただいま先生御指摘のような危惧の念が強く、なかなか自己株式の取得の問題、禁止された今まで今日までまいりました。

先ほど服部議員からも御指摘がありましたが、確かに、経済対策としての面、あるいは株式市場の世界化の中での日本の特殊性排除、こういった面を含めて議論され、そして先生御指摘のような諸問題についてそれぞれ対策を講じた上で今回の法律改正がなさる、このように考えております。

法案の中で財源規制あるいは数量規制を課し、取得の手続として株主総会の決議要件とし、さらに長期の保有を認めないとすることなどによつて自己株式の取得及び保有に伴う弊害が生じないよう十分な措置を講じた、このように考えている

ところでございます。
なお、証券・金融の不祥事に絡みまして衆参与もに特別委員会ができて、その中の議論を受けて東証あるいは業界それぞれが自己規制、自己反省の中で新しい規範をつくってきた、また同時に証券取引等監視委員会がつくられた、これら総合的な規制を含めて今回の法改正に至った、このように考へておきたいと思います。

の目的上、どうしても株式を定期間会社が保有するということを認めなければならないわけでございますが、そのためには会社が余り大量の株式を保有するといわゆる経営者の会社支配といふことを招くおそれがある。そのために余り必要以上の過大な取得を認めることは適当でないということを理由とするものでございます。

これに対しまして、利益消却のための取得につきましては、取得した株式は遅滞なく失効の手続をとるということで会社が保有するという状態はないわけでございますので、保有に伴う弊害がないということでこの場合には数量規制をしておらないということとございます。

会社の財産的基盤を危うくするという観点から

いろいろと審議をさせていただきましたのですが、それでは私の思いますことを順に聞いていきたいと思います。

まず、会社の財産的基礎を危なくするのではなく、いかということにつきましては、利益による株式の消却のための自己株式取得の場合、配当可能利益の範囲内という財源規制はありますけれども、株式の総数についての数量規制がない。これはなぜなのでしょうか。実質的に相当大幅に自己株式の取得が認められることになりますよね。会社の財産的基盤を危うくすることにはならないでしょうか。

○政府委員(濱崎恭生君) 御指摘のとおり、利益消却のための自己株式の買い受けにつきましては、取得することができる株式の数量規制は設けていないわけでございまして、財源についての配当可能な利益の範囲内という枠内であれば株主総会の判断で取得して消却することができるということにしておるわけでございます。

は、商法は資本及びその法定準備金という形でこれを確保することにしておりますので、その許容を超える配当可能利益で取得して消却するという限りにおいては財産基盤を危うくするという弊害はないということです。そういう制度にしているわけでございます。

○竹村泰子君 遅滞なく失効の手続をしなければならないというふうになつてゐるんですが、遅滞なくといふのは一体どのくらいのことですか。

○政府委員(瀧崎恭生君) 遅滞なくといふ概念は現行制度のもとでの自己株式を取得した場合についても用いられている用語でございますが、これはできるだけ時間的間隔を置かない短い期間でという意味でございまして、一概にどれだけの期間というふうに申し上げることができないわけでござります。

消却のために取得した場合には、取得した後株式を失効させる手続をとるということをございます。具体的には、取得した株券を破棄する、株券

今回取得を認めることとしておりますほかの二つの場合、使用人に譲渡するための自己株式の取得、それから株式の譲渡制限のある会社、いわゆる閉鎖会社の取得に関する特例の場合につきましては取得することができる株式の数量の規制を設けているわけです。これらの場合には、その制度

台帳から抹消する、あるいは失効した株式の番号を控えておく、そういうた事務手続を要するわけですが、これは会社の内部の手続でございまして、それほどの期間を要するという問題ではございません。そういうことを考慮して、そろはございました。

上げれば数日の期間があれば足りるというほどのものではないかというふうに考えております。
○竹村泰子君　さまざまな弊害が予測される中で、決して見逃せないのがインサイダー取引では

ないかと思 います

きょう、予算委員会でも肥田議員が取り上げました。したようですがれども、医薬品会社日本商事が昨年九月三日に抗ウイルス剤ソリブジンを発売後、最初の死亡例を確認した九月二十日から厚生省が副作用の被害を公表した十月十二日までの二十三日間、たったの二十三日間に自社株を売却していく同社の社員、家族は、本年六月十八日までの間、たべての方まで合わせて百七十五人に上っています。

これは朝日新聞が伝えていることなんですがけれども、株数の総数は約三十八万六千株 百七十五人のうち十五人は厚生省が公表する前に何らかの形で副作用で死者が出ていることを知つて売却したこととを認めていると報道されております。その後の調査でこの十五人の方たちは二十三人となりましてふえました。さらに、この抗ウイルス剤ソリブジンについて日本商事と販売促進契約を結んでいる大手の医薬品会社エーザイの社員約十人も厚生省が副作用を公表する直前に日本商事株を売却したことが判明したと報道が伝えております。新聞がもう大きく伝えておりますので御存じのことと思ひます。九三年十月十二日午後二時に厚生省が公表しておりますけれども、これらの社員はこの日の午前中から午後二時までの間に売却をしていたということですね。

今後順次聞いてまいりますけれども、きょうは商法の審議ですけれどもやっぱりこれは厚生省の御見解を聞かなくてはならないと私は思ひました。事が国民の命にかかわっておりまし、厚生省の責任は非常に重い。きょうの昼間の予算委員会でも追及がされておりましたけれども、厚生省がこのことにもっと早くきちんと手を打つて、ソ

方たちは死ななくとも済んだ方たちなのかも知れないということを思いますと、私はきょうはぜひこの厚生大臣にお出ましをいただきたい。厚生大臣の責任はどうおとりになるのでしょうか。国民の命を預かり幸せを願うはずの厚生省が、こういう悪い方をしたらいけないかも知れませんが、人を死に導いてしまった、至らしめてしまった。この責任をどうおとりになりますか、大臣のかわりでお答えください。

○政府委員(田中健次君)　ただいまお話しのソリブジンでござりますけれども、経緯からお話をさせていただきたいと思います。

ソリブジンにつきましては、承認申請時におきまして臨床試験の段階で一例の死亡例があったわけでございます。最近の新聞報道では三例の死亡例の報告があったように報道されておりますが、私ども厚生省に提出をされました資料では死亡例が一例でございました。

この症例について治験に当たりました担当医ら

始いたしましたか、私どもは昨年の九月二十七日に、ソリブジンを投与いたしました患者で副作用と思われる症状により死亡したとする報告が「頭でございます。そこで、私ども厚生省は、報告をされました症状と、それからソリブジン投与の因果関係の検討に不可欠な情報でございます車両の症状あるいは併用薬剤等につきまして至急調査して報告するよう指示をいたしました。これが九月の二十七日でございます。

入検査を行いまして関係者から事情聴取を行つたところでございます。それから、この薬の治験に關係をいたしました医師からも順次事情聴取を始めておるところでございます。

こうした経緯でございまして、私どもといたしましては、中央薬事審議会において提出された資料の範囲内で慎重に審査をいたしまして、併用を避けることといふような表現によりまして医師等への注意を喚起して発売を認めたということをございます。

それから、先ほど申しましてようこ、吉坂後の

さらに二例の併用によると思われる副作用が報告をされました。これが十月の六日でございます。
そこで、十月八日にそれまでに報告されました
合わせて三例につきまして中央薬事審議会の副作
用調査会におきまして検討をいただいたわけでござ
りますが、これは抗がん剤との併用と副作用と
さるは問題でございません、この二つに、

事故の発生によりましては医療関係者への注意喚起をいろいろ図ってきたところでございまして、また日本商事はこれを受けまして、直ちに製品の出荷停止と回収等の措置がとられまして、その後は副作用事例の報告はなされておりません。

月八日の夜に関係企業に対しまして、ソリブジンを使用している医療機関に対しまして直ちにフルオロウラシル系の薬剤と併用しない旨情報伝達とともに、速やかに緊急安全性情報を配付を行なうよう指示をいたしたわけでございます。これが十月の八日でござります。

長くなりましたが、こういう趣旨でございまして、私どもいたしましては、国としてはその時点その時点での必要な対応をしてきたというものと考えております。

それで、臨床試験中二名の死亡者がいたことが新たに判明し、非常にこれは重大なものでござりますけれども、現在調査を進めておりますけれども、事実を把握した上で厳しく対処をいたしましたい、このように思っております。

○竹村泰子君 今の御答弁で、きょうのお昼の予算委員会でも肥田議員の質問に対し、局長は適切に対応したと答えていらっしゃるんです。大臣

が、十月十二日の午後二時に報道機関の協力を得て医療現場に速やかに情報を伝達していただこうと、ということで記者発表を行つたものでござります。

その後、最近になりまして臨床試験の段階でほかに死亡例が二例あったという報道がございました。これまで企業から私どもに対しましてはこのような報告はなされていませんでしたことから、私どもといたしましては大変重大なことであるということです。去る六月十七日と十八日に会社に立

それで、きょうは厚生委員会ではありませんかね。それとも、さういふふうにおっしゃっているんですけれども、そのようなことで済む問題ではないんですね。これは治験の段階で、つまり新しい薬が開発されたらそれを検査してみる、動物実験をやつて、その後患者の皆さんを選んで第二相、第三相というふうに試験を重ねていがれる、この治験の段階で死亡していた人がいたということです。

私は余りここに深く突っ込めないんですけれども、この東北の女性が八五年に乳がんの手術を受けて抗がん剤をずっと投与されていた、そして帶状疱疹の症状が出て八年の十月から七日間、たった七日間です、東北大医学部付属病院でソリブジンを投与され、徐々に全身が悪化し、同月二十九日に死亡されている。このことについて東北大医学部の田上先生は、日本商事の担当者に対してソリブジンが抗がん剤の副作用を増強したか引き起こした可能性があり、毒性試験で調べる必要があると指摘したとおっしゃっておりましたけれども、厚生省はこれをいつ知ったんですか。

○政府委員(田中健次君) 私ども厚生省いたしましたのは六月の十六日でございます。

○竹村泰子君 私が言つておりますのは、東北の女性で十月の二十九日に死亡された方のこと

しゃると私は思いますが、その辺をもう一度聞きたい。

厚生委員会及び予算委員会などでまたこういった問題はきちんと取り上げいかなければならぬと思ひますけれども、法務大臣、このことを

きょうお聞きになりまして、法の責任者として、これは厚生省の問題ではあるかも知れなければ

も、どんな御感想をお持ちになりますか。これが

ら私、商法の方に入つてしまいりますけれども、

ちょっと短く御感想を聞かせていただけますか。

○国務大臣(中井治君) 厚生省の御担当でありますのでコメントをするのは差し控えたいと思いま

すし、厚生大臣が我が党の大内閣伍さんでございましたのでコメントをするのは差し控えたいと思いま

すが、何とも言ひようのない情けない事件である、このように考え、亡くなつた方の御冥福を心

からお祈り申し上げたいと思ひます。

○竹村泰子君 その亡くなられた方たち、死なな

くてもよかつたかもしれない方たちの御冥福を本当に祈りしたいと思ひますが、私ども国の中政

の場に仕事をしている者としてお互に大きな責任を感じる、そして特に厚生省の責任は非常に重

大である。

私はこの事件を聞いたときにすぐ友病の方の方

のことを思いました。輸入された血液製剤がきちんと煮沸、加熱製剤であれば、今、日本のエイ

ズの患者の中の七割五分ぐらいと言われている血

友病の方たちはこういった本当に敷いがたい重い

病気にかられなくて済んだ、そういう意味で厚生省の責任は非常に重大であると、強く警告を

しておきます。必ずきちんと調査をなさって、立

入検査をなさって、これは結果を国会にも報告を

していただきたいというふうに思います。

○説明員(立石久雄君) お答え申し上げます。

○竹村泰子君 それでは証券取引等監視委員会、お願いいたします。

○説明員(立石久雄君) お答え申し上げます。

○竹村泰子君 よくわかりませんね。もう報道さ

れているし、そしてだれもがわかっていることな

まされども、個別の調査に關することでござい

ますので答弁は差し控えさせていただきたいとい

うふうに思っています。

○説明員(立石久雄君) なあ、一般論で申し上げれば、新聞等で報道さ

れて常に関心を持つて情報収集等には努めている

ところではございます。

○竹村泰子君 それはきちんと調べてください。

○説明員(立石久雄君) 今申し上げましたよ

うに、新聞等でいろいろ報道されてることは承知

いたしておりますけれども、そういう報道内容に

ついてこの場でいろいろお答えするのは個別の調

査にかかるることでございますので答弁を差し控

えさせていただきたいということです。

○竹村泰子君 よくわかりませんね。もう報道さ

れているし、そしてだれもがわかっていることな

にそれが言えないおっしゃる。

ただいておりまして、もし新聞報道のとおりであれば、そしてまた死亡を知つて、そして届けが公示される前に売り抜いた人が三十人ぐらいいらっしゃるというのが事実とするならば、常識的に言えばこれはもうインサイダー取引に当たるんだろうと私どもは過去の大蔵委員や商工委員の経験からいえば思いますが、現在法務大臣でございまして、弟が証券取引等監視委員会におりますので余計答えにくいところでございます。

くんじやないかといいうのが非常に気になるところなんです。
使用者という言葉が使つてあるんですね。さつ
きもここで使用者という言葉はどうかと、ちょっと
と差別的な用語ではないかといいう話をしていたん
ですが、従業員といいましょうか、従業員に譲渡する
する自己株式の取得がどんどん認められていきました
と心配があるんです。

人の勤労意欲が向上して、ひいてはそれが会社の業務の運営に資するということにもなるのではないかというふうに考えているところでございります。

くなるんじゃないかと思っておりましたが、今回の改正は非常に日本の経営形態、とりわけ経営者による会社支配を強化することになるのではないか

いかという危惧を抱いております。
もちろん賛成するわけですが、しかしこ
ういった数々の危惧を抱きながらの審議でござい
ますので、ぜひ大臣に最後にきちんととしたこれか
らの施策、そして具体的な実効性のある方法を
とっていただきたいと強く要望して、大臣の御決

人の勤労意欲が向上して、ひいてはそれが会社の業務の運営に資するということにもなるのではないかというふうに考えているところでございります。

もつとも、これも使用人に譲渡するためには株主総会の決議が必要でございますので、株主総会においてこういった制度に基づいて永年勤続者あるいは労働者に株式を譲渡するということを説明した上で、株主総会の決議で承認されるという手続きが必要でございまして、最終的には株主総会が当該理由の正当性を含めて自己株取得の当否について判断する、こういうシステムにならうかと想います。

○竹村泰子君　余り時間がなくなってしまいまして、質問を少し残さざるを得ないのですけれども、今、株主総会のことが出ました。

株主総会はそんなに、私どもは外から見ていて、私は何の株主でもありませんけれども、そんなに信頼できるものなんでしょうかね。かなり形骸化していると、厳しい言い方かもしれないけれども、かなり形骸化していくチェック機能を果たしていないんじゃないかなと私は思いますが、偏見でしようか。そこで、そのチェックをされる、自己株式取得を取締役会、株主総会などで不正行為の温床にさせないための仕組みがぜひ必要なのではないかと、また厳しいことを申します。

最後に、今回のこの改正が従業員の持ち株会、安定した株主の確保や従業員の財産形成あるいは福利厚生を目的とするところおっしゃいましたけれども、終身雇用と年功序列制の賃金体系、まだそういう中にあって日本の雇用形態の産物ではないのかと、また厳しいことを申します。

昨年の商法改正も私はかかわっておりまして、株主の権利の拡充だと、それから株主による監視機能の強化を目指すものであって、日本的な経

営形態 会社本位主義とか法人資本主義とかにくさびを打つものであった、そういうふうに審議をしながら、これが全部きちんとできれば本当によ

○木暮山人君 今回の取得規制の見直しの背景と
最大のねらいは何であるかというような観点から
今回の商法改正は自己株式の取得制限を緩和しよ

をとり合いながら、御心配のないような法運用ができるよう努力を続けていきたい、こんな思いでございます。

インサイダー取引の問題を含めていろいろと御心配を賜りました。私ども関係各省庁と十分連絡

そういう中で、今回法務大臣としてこの法案審議をお願いする立場になりまして、日本もここまで踏み込めるようになつたかとプラスの面を大いに自分ながら評価をいたしているところでござい

形にしたらどうだと、そして五%なら五%を持つ
たら労働組合から監査役が出て、こういう形も一
遍考えたらどうだといってかなり大蔵省と議論も
いたしましたし、勉強したことございます。

いはまた有利な点、これらが生かされる体制にしていくべきだと、このように考えております。私自身は、実は大蔵委員会での何回かの論議のときに、従業員持ち株会に自社株を売り渡すとい

株式会社がアメリカなどヨーロッパの考え方と随分違う、ここにいろいろと今海外との摩擦が出てい る原因も一つあろうか、こんなふうにも常日ごろ 考えております。おいおいと国内での論議を高め ていただき、株式会社が本来持つます機能ある

とつていただきたいと強く要望して、大臣の御決意を聞いて終わりたいと思います。

○国務大臣(中井治君) 先生の御指摘ありました日本の現在の株主総会等のあり方を含めて日本の未だまことに

いかという危惧を抱いております。
もちろん賛成するわけですが、しかしこ
ういった数々の危惧を抱きながらの審議でござい
ますので、ぜひ大臣に最後にきちんととしたこれか
らの施策、そして具体的な実効性のある方法を

くなるんじゃないかなと思っておりましたが、今回の改正は非常に日本の経営形態、とりわけ経営者による会社支配を強化することになるのではないか

うとするものですが、商法は昭和十三年以来、自己株式の取得を原則として禁止し、例外的に容認するという立場に立っております。自己株式の取得を認めると、会社の財産が減少するおそれがあるというのがこの最大の理由だと言われています。

これに対して、経団連は昭和四十年代に、資本の自由化で日本企業が外国資本の買収や合併にさらされるとの懸念から自社株取得規制の緩和を要望したのを手始めに、最近では自社株取得による株式持ち合いの解消の際の受け皿、従業員持株制度の充実などを理由にして緩和を要望しております。

そんな観点から、法務大臣にひとつお伺いしたいと思つております。

○國務大臣(中井治君) お答えを申し上げます。

今回の商法の改正により自己株式の取得規制を一定の範囲で緩和いたしましたのは、一つには我が国の自己株式の取得規制が欧米諸国との規制に比して厳格に過ぎて、経済界を中心としてその緩和を求める声が最近非常に高まってきたこと、二つ目には商法及び証券取引法において自己株式の取得及び保有に伴う弊害を防止するための十分な措置をとることが可能であると考えられること、三つ目は自己株式の取得規制を緩和することができる場合の活性化につながるものとして平成四年三月以降の政府の経済対策等に取り上げられたことなどによるものであります。

今回の自己株式の取得規制の緩和は、株式制度等の運営の適正化、円滑化を図ることを目的とするものであります。この改正により自己株式を取得することができる場合が拡大されるため、今後の会社の経営の安定化や証券市場の活性化につながることが期待されるものと考えております。

○木暮山人君 そこで、今お話しもありましたけれども、欧米諸国の制度について御説明をどなたかにひとつお願いしたいと思います。

○政府委員(浜崎恭生君) まず、アメリカの制度でございますが、アメリカは相対的に最も取得規

制が緩やかであると言つております。アメリカにおきましては、どういう事由で自己株式を取得するかというその取得事由の制限がないというこ

とでござりますが、ただその取得財源については余剰金の範囲内で取得するという制限はかかることがあります。

それから、取得した自己株式をそのまま保有することができるか、さらには任意にまた市場で売却することができるかという点につきましては州によって法制が異なっておりまして、当然に消却される、取得したらすぐ株式を失効させるといふ制度をとっているカリフォルニアなどの州と、それから取得して保有して取締役会で任意に処分することができます。

なほ、アメリカのいわゆるモデル法、模範事業会社法におきましては株式の保有を認めないと

う考え方をとつております。

次に、EC諸国でございますが、例えばイギリス、ドイツ、フランス等におきましては制度、これは

それぞれ中身は国によつて違うわけございま

すが、これは自己株式の取得は原則的に禁止し、例

外的に許容する、この考え方方は日本の現在の制度と同様でございますけれども、しかし日本の現在の制度

に比べれば取得できる場合がかなり緩やかに認められております。それぞれの国において一定の手

続を経た場合、あるいは一定の事由がある場合に

損が生ずるおそれがあるような場合には株主総会の授権の範囲内であつてもその取得をしてはいけ

ないというような規制をかけて、言つてみれば総会の決議の場面とそれから個々の取得の場面でそ

れぞれ配当可能利益の範囲内に限定するという措

置をとつているわけでござります。

次に、二番目の株価操縦やインサイダー取引の弊害につきましては、これは法制審議会でございまして、これが個々の取引の場面でその取得財源を直前の決算期における配当可能利

益の範囲内に限定する。しかも、個々の株式取得の場合は新たに許されるところにおける取得事由のいずれの場合につきましても、次期の決算期において欠

損が生ずるおそれがあるような場合には株主総会

の授権の範囲内であつてもその取得をしてはいけ

ないというような規制をかけて、言つてみれば総

会の決議の場面とそれから個々の取得の場面でそ

れぞれ配当可能利益の範囲内に限定するという措

考えております。

○木暮山人君 どうもありがとうございました。

う改正をするとともに、自己株式取得に関する開示制度の整備を行うという内容の改正案が提出されているところであります。

次に、三つの経営権防衛の乱用あるいは会社は、弊害の防止のための措置を講じた上でと大臣は趣旨説明で述べられておりますが、一つは会社の財産の減少につながる、また株価操縦やインサイダー取引のおそれがある、また経営権の防衛の乱用につながるというような弊害に対してもどのようないくつかの措置が講じられておりますか、

その説明をひとつお願ひいたします。

○政府委員(濱崎恭生君) 大筋につきましては先ほど来大臣の方で御答弁申し上げているところでございますが、私の方からやや詳細に申し上げま

すと、まず一番目に指摘がありました会社財産の減少あるいは会社の財産基盤を危うくする、こういう弊害につきましては、今回新たに許されるこ

とになる取得事由のいずれの場合につきましては、その取得財源を直前の決算期における配当可能利

益の範囲内に限定する。しかも、個々の株式取得の場合は新たに許されるところにおける取得事由のいずれの場合につきましても、次期の決算期において欠

損が生ずるおそれがあるような場合には株主総会の授権の範囲内であつてもその取得をしてはいけ

ないというような規制をかけて、言つてみれば総

会の決議の場面とそれから個々の取得の場面でそ

れぞれ配当可能利益の範囲内に限定するという措

置をとつているわけでござります。

次に、二番目の株価操縦やインサイダー取引の弊害につきましては、これは法制審議会でございまして、これが個々の取引の場面でその取得財源を直前の決算期における配当可能利

益の範囲内に限定する。しかも、個々の株式取得の場合は新たに許されるところにおける取得事由のいずれの場合につきましても、次期の決算期において欠

損が生ずるおそれがあるような場合には株主総会の授権の範囲内であつてもその取得をしてはいけ

ないというような規制をかけて、言つてみれば総

会の決議の場面とそれから個々の取得の場面でそ

れぞれ配当可能利益の範囲内に限定するという措

置をとつているわけでござります。

○荒木清寛君 まず、大臣にお伺いをいたしま

す。

○木暮山人君 質問終了いたしました。

う改正をするとともに、そういうことで新しい制度に

おきまして、その取得をしてしまつてはございませんので、そういうことで新しい制度に

おきまして、その取得をしてしまつてはございませんでした。

う改正をするとともに、そういうことで新しい制度に

おきまして、その取得をしてしまつてはございませんでした。

う改正をするとともに、そういうことで新しい制度に

おきまして、その取得をしてしまつてはございませんでした。

う改正をするとともに、そういうことで新しい制度に

おきまして、その取得をしてしまつてはございませんでした。

う改正をするとともに、そういうことで新しい制度に

おきまして、その取得をしてしまつてはございませんでした。

う改正をするとともに、自己株式取得に関する開示制度の整備を行うという内容の改正案が提出されているところであります。

次に、三つの経営権防衛の乱用あるいは会社

は、趣旨説明で述べられておりますが、一つは会社

の財産の減少につながる、また株価操縦やインサ

イダー取引の弊害がある、また経営権の防衛の乱用につながるというような弊害に対してもどのよう

ないといふ措置が講じられておりますか、

その説明をひとつお願ひいたします。

○國務大臣(中井治君) 先生御指摘のように、昨

日、刑法の平仮名化につきまして法制審議会に諮

り合意を得て昨日諸問ができた、そういう年数が

たがつてその決定を公表した後でなければ会社関

かかっているわけでございます。もちろん、御指

揮者はその株式の売買をすることができないとい

う改正をするとともに、自己株式取得に関する開示制度の整備を行うという内容の改正案が提出されているところであります。

次に、三つの経営権防衛の乱用あるいは会社は、趣旨説明で述べられておりますが、一つは会社の財産の減少につながる、また株価操縦やインサイダー取引の重要事実として規定する、しあつたがつてその決定を公表した後でなければ会社関かかっているわけでございます。もちろん、御指揮者はその株式の売買をすることができないとい

で大変わかりにくくなつてお、これをわかりやすく平仮名書き、現代語表記に改めていくことは当然のことだ、このように考えておるところでございます。

現在、商法全体を口語化する場合に備えて、昨

年から商法学者の参画を得て研究会を発足させ、商法典を平仮名口語体表記に改めるという観点から研究に着手いたしたところでございます。

しかし、刑法の場合には御承知のように二百八十条ぐらいというところでございますが、商法の場合には五百条を超える条文がございますし、また時代の推移に伴つて用いられている用語が時代に合わなくなつてゐるものも数多くある、また検討すべき問題も少なからずございます。かなり日数的にかかるのではないかと考へておりますが、御指摘をいただきましたことを踏まえ、また当法務委員会での先ほどからの御議論にもございました点を十分留意いたしまして、できる限り早い機会にそういう方向が打ち出せるよう督促をしてまいりたいと考えております。

○荒木清寛君 先ほど来自己株式取得のいわゆる規制緩和に伴ういろんな弊害につきましてお話をございましたので私からも、法律に違反をして自己株式を取得し、会社の財産を危うくした場合の取締役の責任、その一点に限つて御質問をさせていただきます。

今回の法改正によりますと、自_二株式の取得には、第一に配当可能利益を超えることができない、第二には営業年度の終わりにおいて資本の欠損が生ずるおそがあるときには取得することができない、そういう二つの財政的な規制があるわけであります。このうち後者、資本の欠損のおそれがある、そういう場合に自己株式を取得した場合の取締役の責任につきましては改正法におきまして規定があるわけでございますが、もう一点の配当可能利益を超えて自己株式を取得した場合の取締役の責任につきましては何ら規定がないわけでございまして、私はこれは法の不備があるのでないか、そ

ういう観点から御質問をさせていただきたいと思

います。

○委員長(猪熊重二君) 本案に対する本日の質疑

はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時四十五分散会

とで、言つてみれば流出した金銭に見合う利益が会社に入るということになりますて、流出した金銭が当然に会社の損失になるわけではない。また、利益消却のためにする場合におきましても、売却に応じた株主が退社して、株主がそれだけ減少するという効果が生ずるわけでございます。

そういうことで、その二つの場合、先ほど申しました配当等の場合と今回の自己株式の取得の場合を比べますと、それぞれ財源規制に違反したという点は共通でございますが、それによつて会社が受ける損失状況には根本的な違いがある、そういうことで今回の改正においては利益配当等の場合と同様の規定を設けることはしなかつたわけでございます。

ただ、今回の制度のもとにおきまして、所定の財源規制の範囲を超えて自己株式を取得すると、いう議案を定期総会に提出した、あるいはそういった株式を取得するということはそれぞれ法令に違反する業務執行ということでございますが、二百六十六号にあります「法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シタルトキ」というものに該当するわけでございますから、そのことによつて会社が被つた損害について二百六十六条の規定に従つて損害賠償責任を負うこととなるということでございます。

○荒木清寛君 そうしますと、確認をいたしますと、仮に先ほどの例で五億円しか配当可能利益がないのに十億円分の自己株式を買ってしまつた、そうしましたところ株価が暴落をいたしましてこの十億円の時価が三億円になつてしまつた、結局従業員にもそれだけの値段でしか売ることができなかつたという場合には厳然と会社に損害が生じるわけであります。その場合には先ほどおつしゃつた二百六十六条一項五号の規定により損害賠償の責任が生じてくる、そういう理解でよろしいでしようか。

○政府委員(濱崎恭生君) 財源規制を超える部分についてはそういうことになると思ひます。

○荒木清寛君 以上です。

ういう観点から御質問をさせていただきたいと思

います。

簡単な例を考えてまいりますけれども、例えば配当可能利益が五億円だったと、ところが取締役が株主総会の決議に反して十億円分の自己株式を取得してしまつたという場合を考えたときたいんですが、こういう場合の取締役の責任というのは今度の法改正によりましてどうなつていくのでしょうか。

○國務大臣(中井治君) 事務当局からお答えする前に、先ほどの訂正をさせていただければありがとうございます。

先ほど刑法については二百八十九条の条項がある、商法については五百ぐらいのということでおいと考へております。

○政府委員(濱崎恭生君) ただいまの配当可能利益を超える株主総会の議案を提出してその決議がされたという場合の取締役の責任の問題でございましたが、委員御案内とのおり、そういった場合の類似の制度といたしまして、二百六十六条一項一号におきまして、配当可能利益を超えて利益配当をした、あるいは法定の財源規制を超えて違法な中間配当をしたという場合には、その違法配当額あるいは違法分配額についてその取締役が当然責任を負うという規定があるわけでございますが、それとの対比で申し上げますと、株式配当あるいは分配をすることによって会社から金銭が一方で、二百六十六条一項五号にあります「法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シタルトキ」というものに該当するわけでございますから、そのことによつて会社が被つた損害について二百六十六条の規定に従つて損害賠償責任を負うこととなるということでございます。

○荒木清寛君 そうしますと、確認をいたしますと、仮に先ほどの例で五億円しか配当可能利益がないのに十億円分の自己株式を買ってしまつた、そうしましたところ株価が暴落をいたしましてこの十億円の時価が三億円になつてしまつた、結局従業員にもそれだけの値段でしか売ることができなかつたという場合には厳然と会社に損害が生じるわけであります。その場合には先ほどおつしゃつた二百六十六条一項五号の規定により損害賠償の責任が生じてくる、そういう理解でよろしいでしようか。

○政府委員(濱崎恭生君) 財源規制を超える部分についてはそういうことになると思ひます。

○荒木清寛君 以上です。

平成六年七月七日印刷

平成六年七月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C